第３期
松前町子ども・子育て支援事業計画

（令和７年度～令和 11 年度）

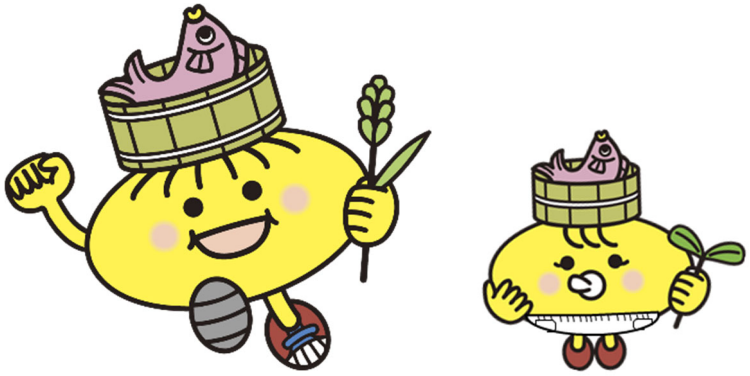

令和７年３月

松前町

は　じ　め　に

「松前町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づく本町の事業計画です。

第１期計画策定当初より、計画の基本理念を「子どもと家庭・地域や社会が笑顔であふれるまち」とし、全ての子どもたちが健やかに生まれ育つよう、福祉や教育をはじめ、子どもと家庭にかかわるすべての関係機関が連携し、協力しあえる体制作りに努めてまいりました。

希望が生まれ、育つ。そして地域を支え、続いていく。そのような希望が生きる「新しいまさき」をつくっていくのは、これからの子どもたちです。

まちの希望である子どもたちを産み育てやすい環境を整備するため、子育て世帯への経済的支援、安心してすごすことのできる子どもたちの居場所づくり、子ども一人ひとりに合った教育の提供など、これからも圧倒的な子育て支援を進めてまいりますので、皆様方の一層の御支援御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力をいただきました「松前町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケートに御協力いただきました多くの町民の皆様に心から感謝を申しあげます。

令和７年３月

松前町長　田中　浩介

目　次

第１章　計画策定の趣旨

１　策定の背景 3
２　計画の法的根拠 4
３　他の計画との関係 5
４　計画期間 6
５　計画の策定体制 6

第２章　子どもや子育てを取り巻く現状

１　人口の状況 9
２　教育・保育施設の状況や子育て支援サービスの状況 16
３　「松前町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況 27
４　調査結果からみた子どもの状況 29
５　本町の現状と課題 48

第３章　計画の基本的な考え方 53

１　基本理念 53
２　基本目標 54
３　施策体系図 55

第４章　基本施策と取組

基本目標１　子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います 59
　基本施策１　幼児期の教育・保育の質的・量的な充実 59
　基本施策２　子どもの居場所づくり 60
　基本施策３　支援が必要な子どもに対する施策の充実 61
基本目標２　子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します 62
　基本施策１　多様な子育て支援サービスの充実 62
　基本施策２　親子のふれあいの場づくり 64
　基本施策３　情報提供･相談体制の充実 65
　基本施策４　母子保健の充実 66
　基本施策５　経済的支援の実施 69
　基本施策６　経済的困難を抱える家庭への支援 70
基本目標３　地域全体で子どもや子育て家庭を温かく応援する社会を醸成します 71
　基本施策１　ひとり親家庭等の自立支援 71
　基本施策２　児童虐待防止対策の充実 72
　基本施策３　仕事と家庭の両立支援の推進 74

第５章　量（利用）の見込みと確保方策

１　量の見込みと事業の提供区域の設定..... 81

２　教育・保育事業..... 82

３　地域子ども・子育て支援事業..... 88

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進体制..... 105

資料編

１　松前町子ども・子育て会議条例..... 109

２　松前町子ども・子育て会議委員名簿..... 110

第１章
計画策定の趣旨

第１章　計画策定の趣旨

１　策定の背景

全国的な「少子化の進行」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などの子育てに関わる社会的な課題に対応するため、平成 24 年８月に成立した子ども・子育て関連３法（子ども・子育て支援法等）に基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）が平成 27 年４月から施行されました。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年度から令和元年度までを期間とする「松前町子ども・子育て支援事業計画」及び、令和２年度から令和６年度までを期間とする「第２期松前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊産婦への相談支援、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を着実に実施してきました。

新制度が施行されて 10 年が経ちますが、少子化の進行、人口減少に歯止めはかかっておらず、また、児童虐待や不登校、さらには、子どもの貧困やヤングケアラーといった課題が山積するなど、子どもを取り巻く環境は深刻化しています。

このようななか、国において、令和５年４月に子ども政策の司令塔として「こども家庭庁」が発足するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指すものです。

また、同年 12 月には、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるとともに、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（現：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）に規定する各大綱を一つに束ね一元化された「こども大綱」が閣議決定され、子ども施策をこれまで以上に総合的かつ一体的に推進するための方針が定められています。

このたび、「第２期松前町子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、引き続き本町の実情に応じた子ども・若者や子育て当事者に関する支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第３期松前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2　計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法[1]第 61 条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、子育て支援とその対策をとりまとめたもので、この計画に基づき各種事業を実施します。

【子ども・子育て支援法 から抜粋】

> （市町村子ども・子育て支援事業計画）
> 第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。

また、この計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

〇次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法[2]による市町村行動計画を内包する計画として策定

〇母子保健計画

厚生労働省通知に基づく母子保健計画[3]の趣旨を盛り込んだ計画として策定

〇子どもの貧困対策

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律[4]や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもの貧困対策に関する事項を本計画に位置付け

---

1 **子ども・子育て支援法**：児童の権利の擁護を図り、子育てに困難を抱える世帯への支援を強化するために成立した法律。この法律に基づき、児童福祉施策の推進や子育て家庭への支援の充実が行われている。平成 27 年４月施行、令和６年６月改正。

2 **次世代育成支援対策推進法**：少子化に対応して、子どもたちの健やかな育成を支援するための法律。平成 27 年４月施行、10 年間の時限立法だったが令和６年に改正され令和 17 年まで期限が延長された。

3 **母子保健計画**：母子保健法や成育基本法などに基づき、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す国民運動計画。妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケア事業などを通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する。

4 **こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律**：親から子への貧困の連鎖が起きないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めることを目的とする法律。

３　他の計画との関係

松前町総合計画[5]における、子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有します。

本計画の推進に当たっては、子ども・子育てに関連する本町の各分野の計画等との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開していくものとします。

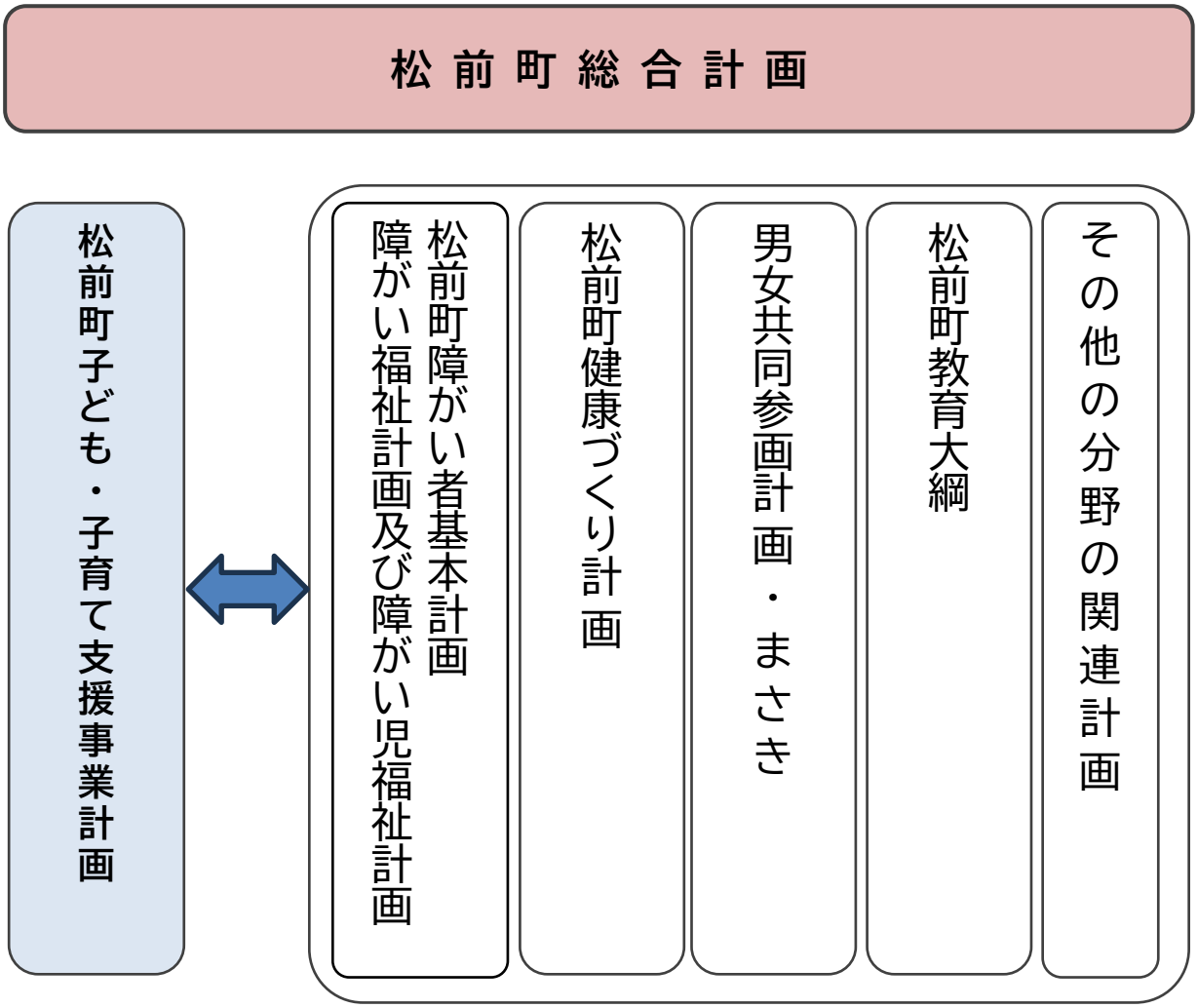

[5] **松前町総合計画**：本町における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する本町の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。

４　計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法において定められているとおり、５年を１期としており、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間とします。

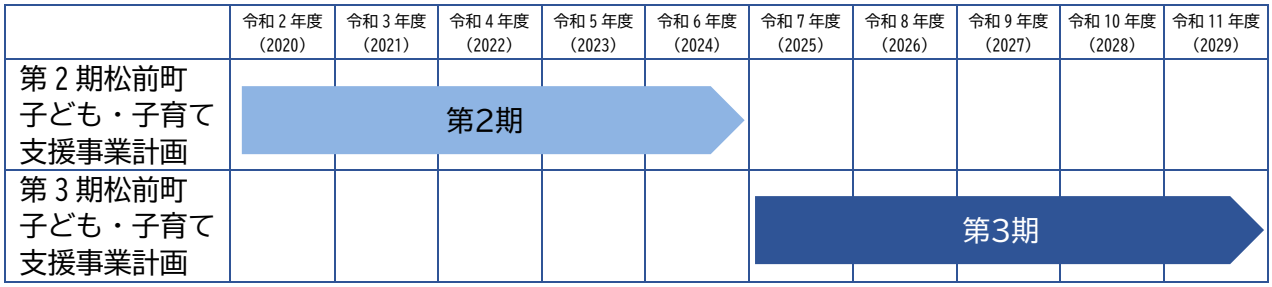

５　計画の策定体制

（１）アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を令和６年２月に実施しました。

（２）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「松前町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係る御意見・御審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映を行いました。

第２章

子どもや子育てを取り巻く現状

第２章　子どもや子育てを取り巻く現状

１　人口の状況

（１）人口ピラミッド

- ✓　この図は本町の令和２年と令和６年の人口をグラフ化したものです。
  形態は女性高齢者が膨らんだツボ型となっています。
- ✓　特に０～４歳の減少数が大きくなっています。

■人口ピラミッド

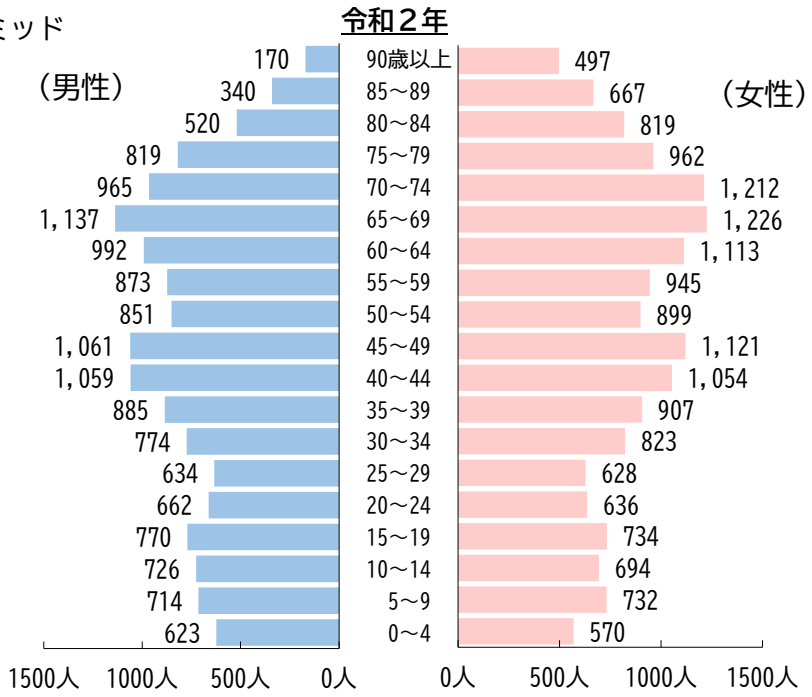

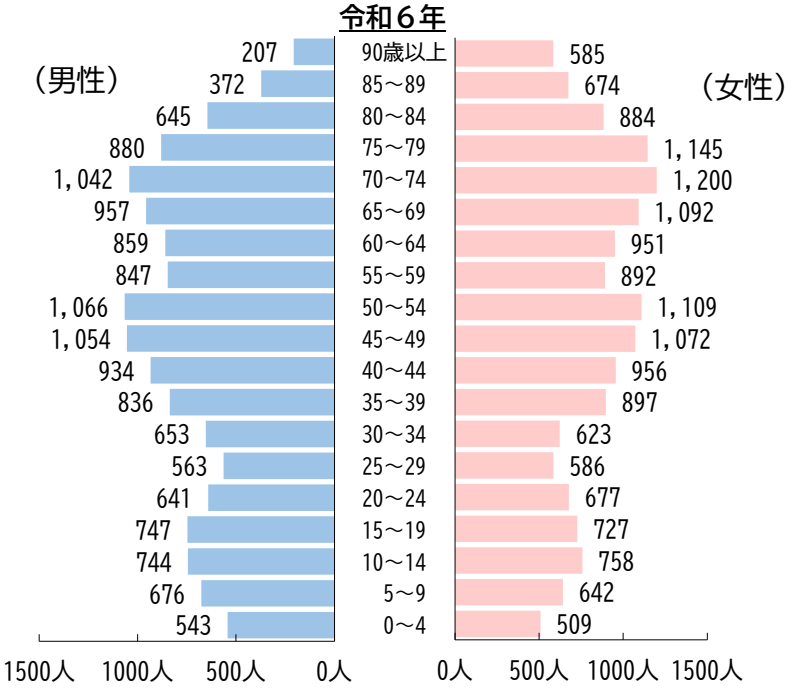

出典：住民基本台帳（各年３月末）

（２）総人口の推移

✓　人口は減少傾向にあります。
✓　年少人口（０～14 歳）も減少傾向にあり、なおかつ全体に占める割合も徐々に低下しています。

■年齢３区分別総人口の推移と推計

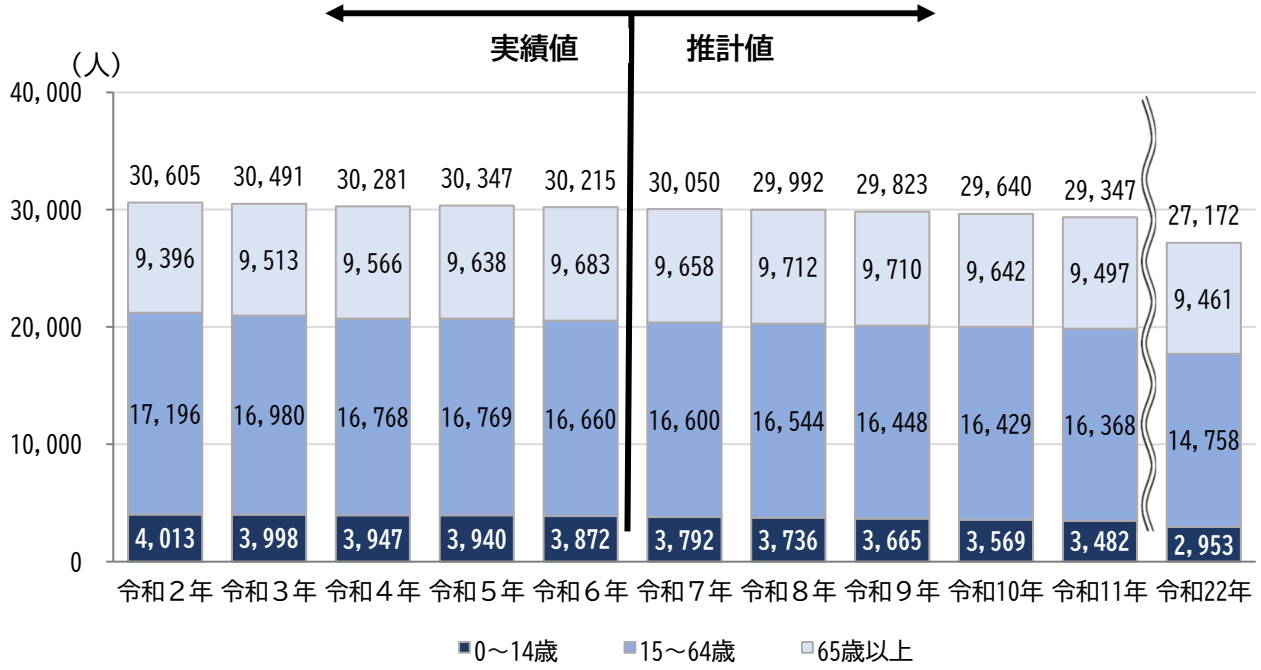

出典：住民基本台帳（各年３月末）

（３）子どもの人口の推移

■子ども（０～11 歳）の人口の推移と推計

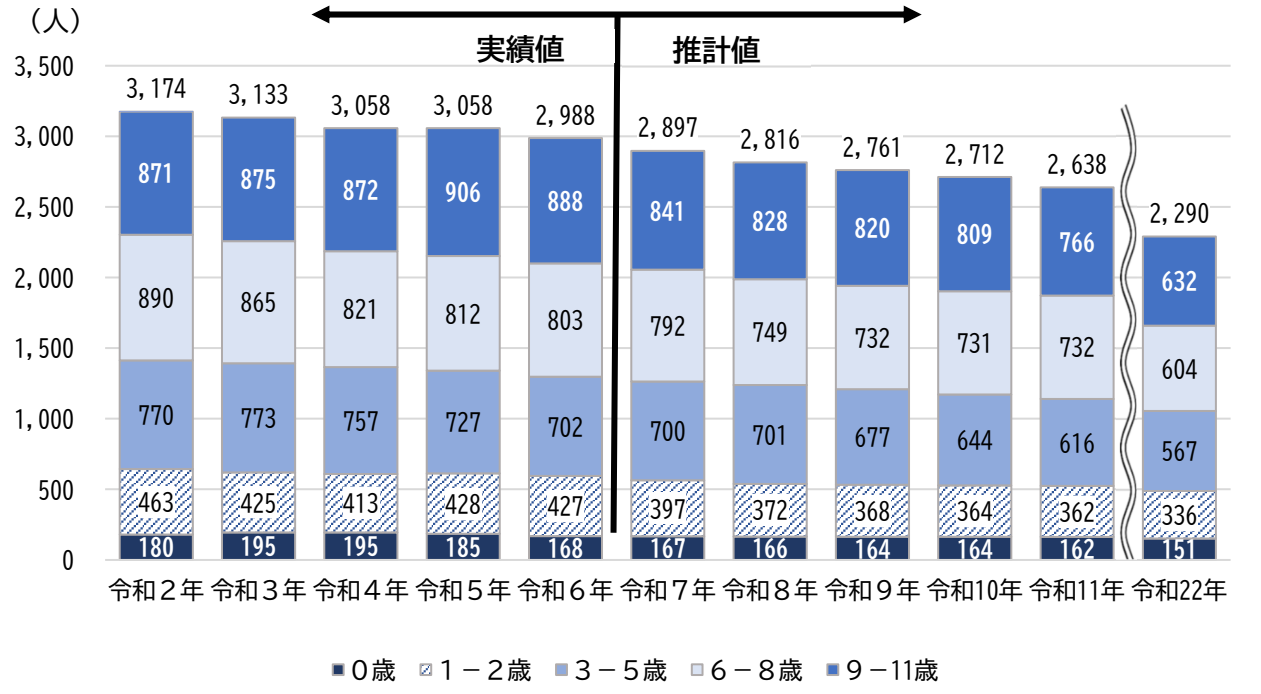

出典：住民基本台帳（各年３月末）

※人口推計はコーホート変化率法により算出
コーホート変化率法は、各コーホート（同じ年、又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

（４）出生の動向

- ✓　出生率は令和２年以降、県を上回って推移。
- ✓　平成 30 年と令和４年は国を上回っている。

■　出生数・出生率（人口千対）[6]

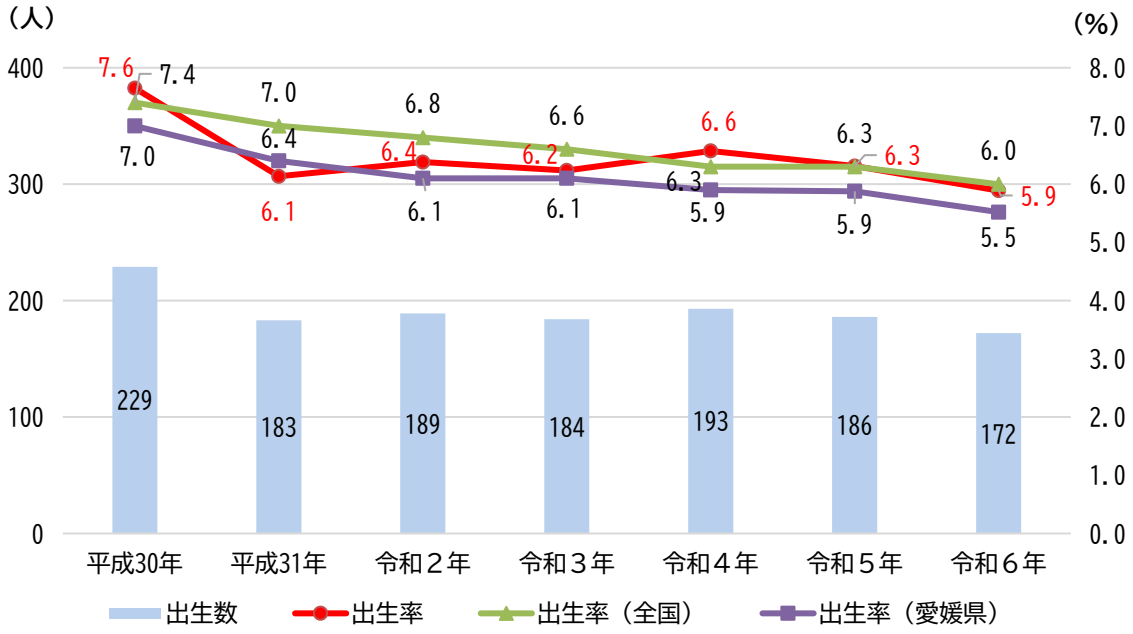

出典：人口動態調査、住民基本台帳

- ✓　合計特殊出生率は、平成 15 年以降令和４年まで緩やかな上昇傾向にあり、平成 30 年から令和４年では、国・県を上回っている。

■　合計特殊出生率[7]

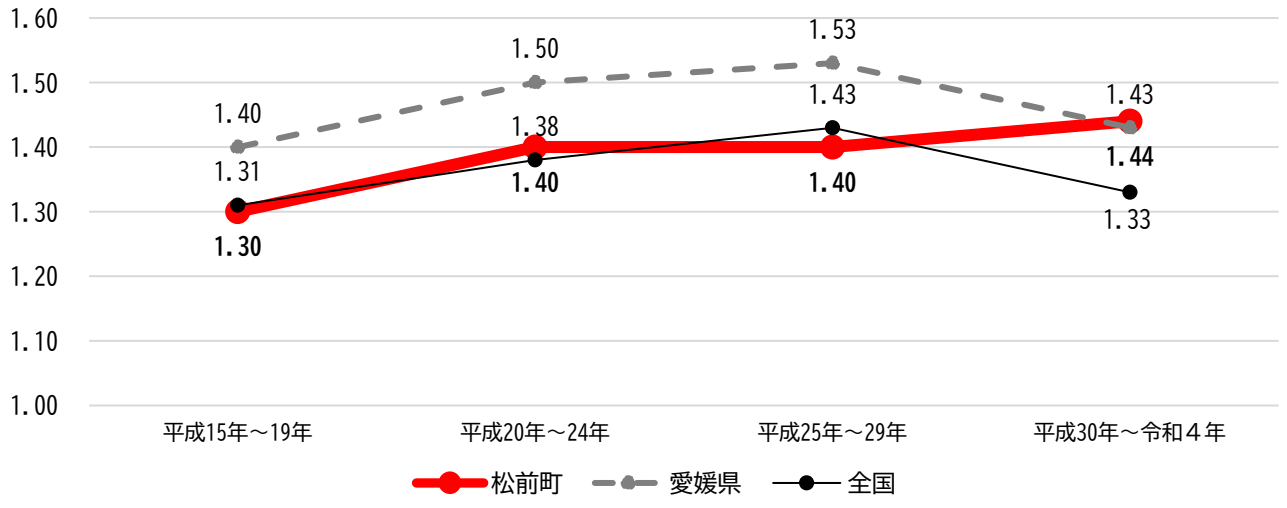

出典：人口動態保健所・市区町村別統計

[6] 出生率（人口千対）…人口 1,000 人当たりの出生数

[7] 合計特殊出生率…１人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、2.07 と言われています。

（５）転入出・出生・死亡の動向

- ✓ 転出数は、増減を繰り返しながら、微減傾向。転入数は減少傾向。
- ✓ 出生数も増減を繰り返しながら、減少傾向。平成 21 年以降、常に死亡数を下回っているため、自然増減数では一貫して減少傾向。

■転入出・出生・死亡の推移

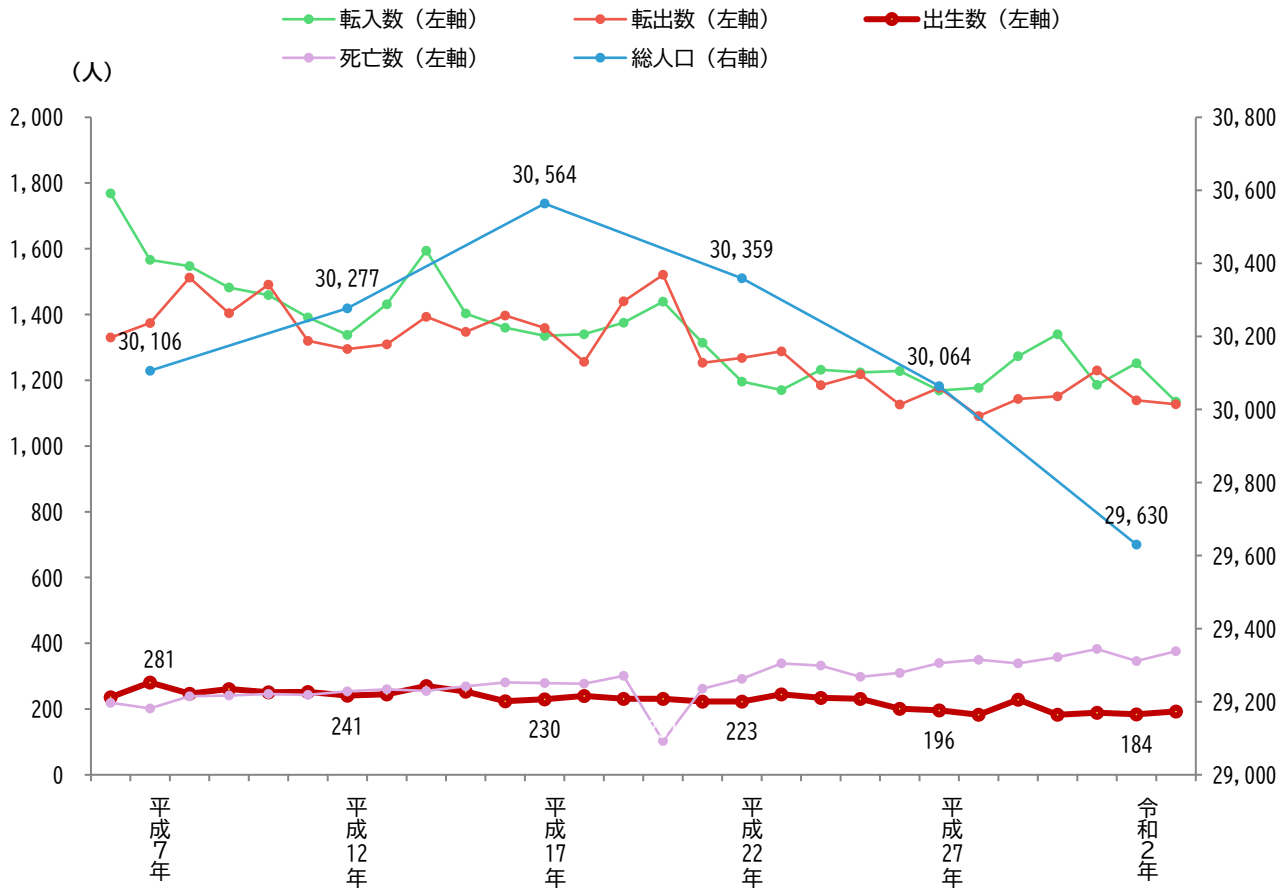

出典： 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

（６）世帯の動向

- ✓　人口は減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向。一世帯当たりの人数は減少傾向。→「単独世帯（＝独居世帯）」が増加
- ✓　「単独世帯数」比率は国・県と比較して低い。「夫婦のみ世帯数」比率は国・県と比較して高い。
- ✓　「母子世帯」の割合は県平均より高い。

■世帯数と世帯人員の推移

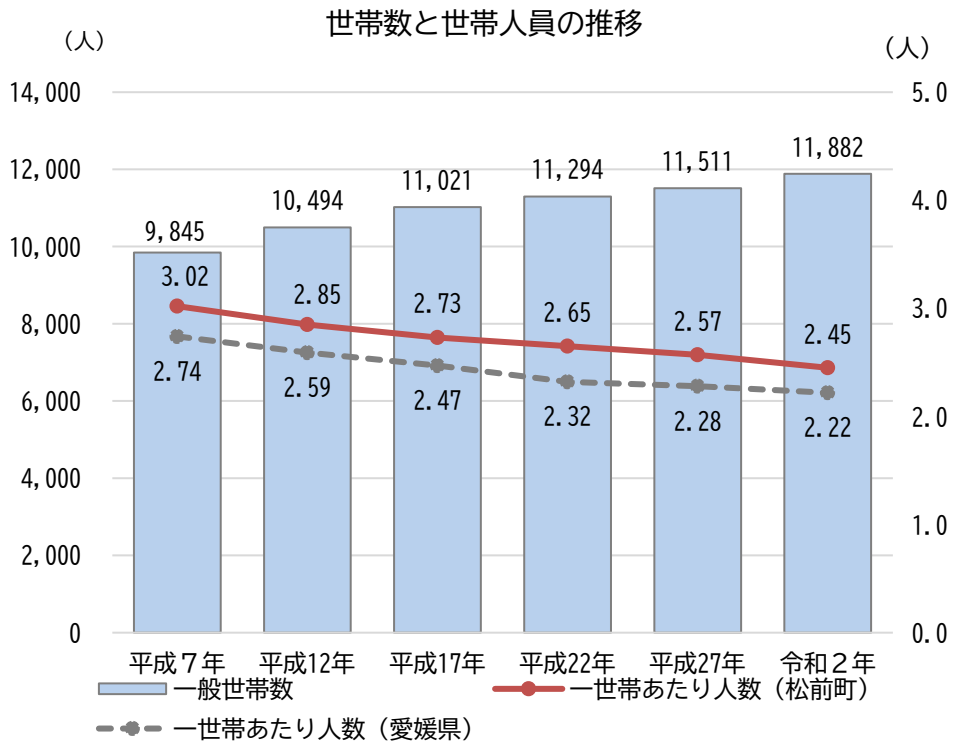

	一般世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯					非親族を含む世帯
			核家族世帯				核家族以外の世帯	
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
松前町	11,882	3,159	2,855	3,598	192	1,059	949	63
	100.0%	26.6%	24.0%	30.3%	1.6%	8.9%	8.0%	0.5%
愛媛県	100.0%	37.5%	22.6%	23.2%	1.3%	8.2%	6.4%	0.6%
全国	100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%

	一般世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
松前町	11,882	190	1.6%	19	0.2%
愛媛県	599,941	8,105	1.4%	918	0.2%

出典：国勢調査（令和２年）

（7）男女別の未婚状況（15 歳以上）

- ✓ 男性と女性を比較すると、男性のほうが未婚率は高く推移。
- ✓ 男性は平成 17 年と 22 年では、一時的に低くなっている。その後増加傾向にあるものの、概ね県平均よりは低く推移。
- ✓ 女性は減少傾向にあるものの、県平均よりは常に高く推移。

■未婚率

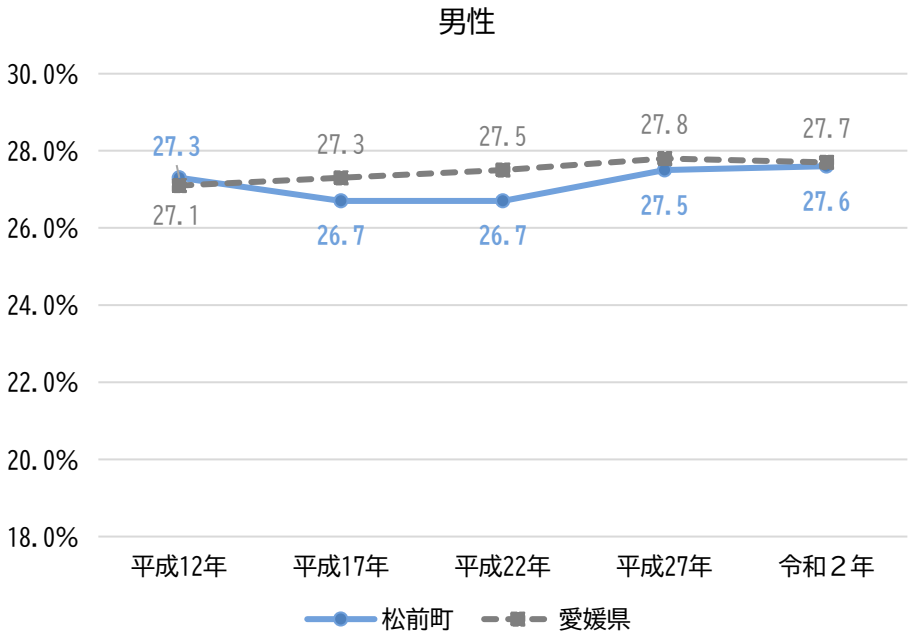

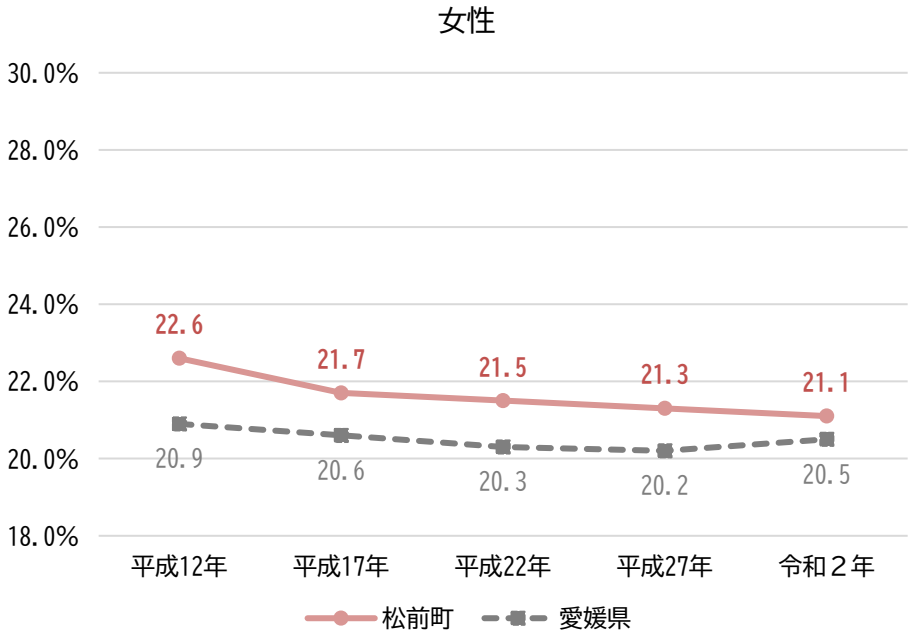

出典：国勢調査（令和２年）

（８）女性の就業率状況（15 歳以上）

- ✓　20～54 歳の女性の就業率が最も落ち込んでいるのは、平成 27 年では「30～34 歳」。令和２年では「35～39 歳」。令和２年の県平均も同様に「30～34 歳」。
- ✓　県平均と比較すると、30 歳以上の年齢において下まわって推移。

■　女性の就業率

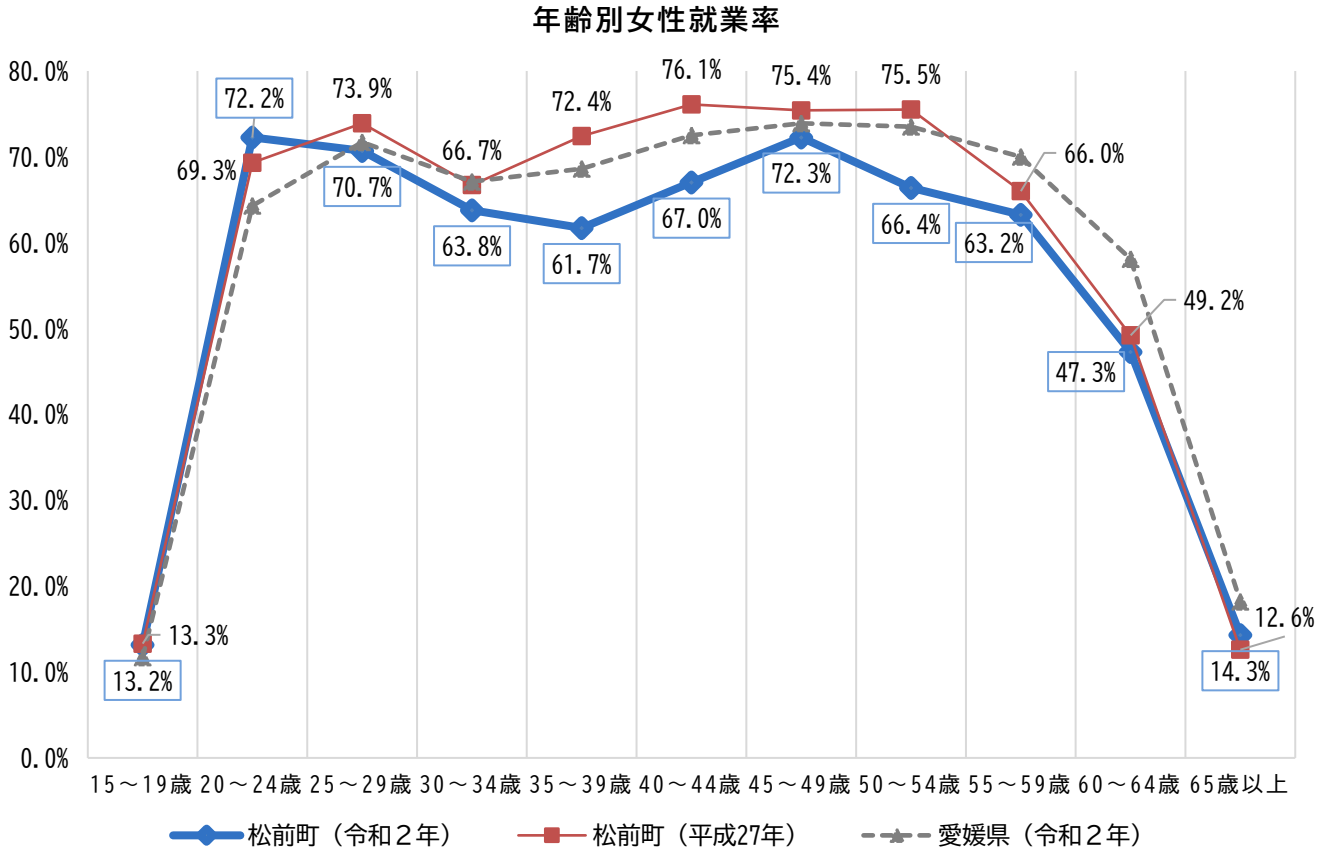

出典：国勢調査（令和２年）

■　母親の就労状況

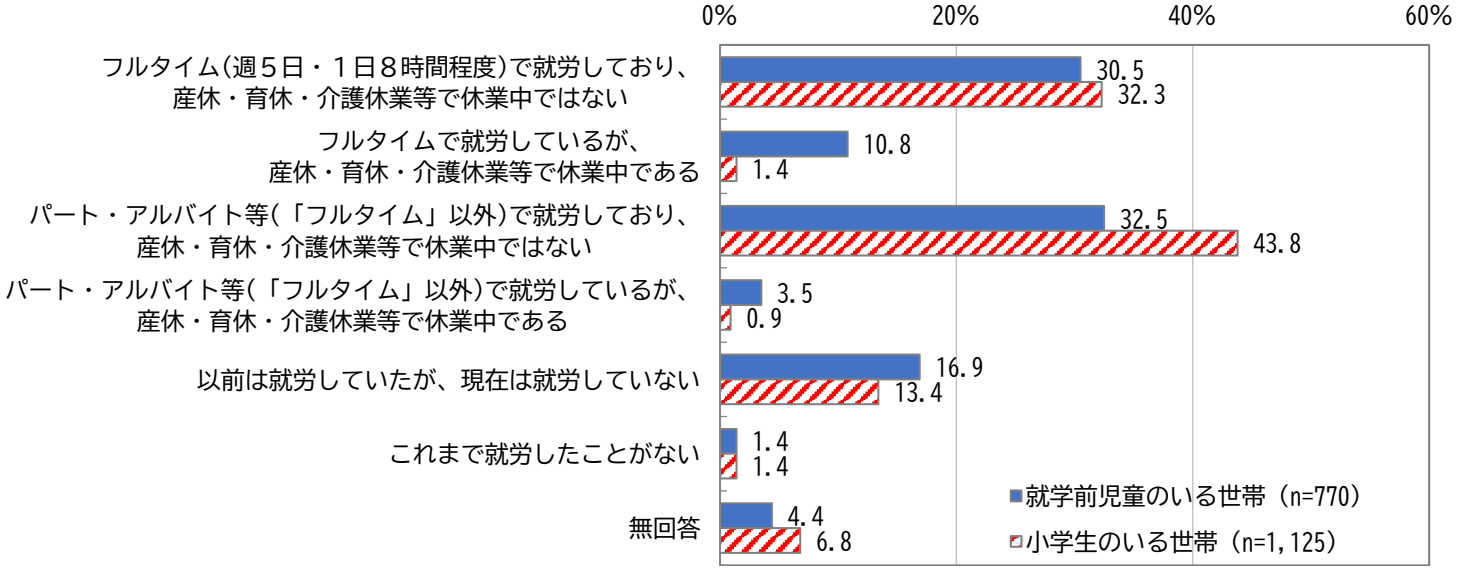

出典：松前町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（令和６年２月）

２　教育・保育施設の状況や子育て支援サービスの状況

（１）保育所（園）・地域型保育事業所の状況

令和６年度現在、本町には公立保育所が４か所、私立保育所が１か所、私立小規模保育事業所が１か所あります。

受入れ年齢は、いずれの施設も生後６か月からです。また、延長保育の実施は松前ひまわり保育所と白鶴保育所の２か所で実施しています。

公立保育所では、保育士の確保困難を理由として受入れを制限せざるを得ない状況が続いており、入所児童数は利用定員を下回る状況となっています。

【保育所（園）の概要】（単位：人）

区分	名称	所在地	利用定員	入所児童数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり
公立	松前ひまわり保育所	北黒田187-4	150	119	６か月	○ ～19：00	
	黒田保育所	北黒田711-1	60	60	６か月		
	小富士保育所	大溝118-4	60	57	６か月		
	白鶴保育所	上高柳266-1	96	73	６か月	○ ～19：00	
私立	岡田保育園	西高柳135-1	70	68	６か月		
	小規模保育事業所 あおなみ　まさき園	浜1085-1	19	12	６か月		
小計			455	389			
その他（町外施設を利用する児童）				16			
合計				405			

（各施設の入所児童数は、町外児童の利用数を除く。）
出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

【保育所（園）入所児童数の推移】（単位：か所、人）

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
町内の施設数		5	5	5	5	6
入所児童数	０歳	17	15	16	21	17
	１・２歳	145	140	118	131	156
	３歳以上	253	265	253	232	232
	計	415	420	387	384	405

（入所児童数は、町内児童の町外施設の利用数を含み、町外児童の町内施設の利用数は除く。）
出典：子育て支援課（各年４月１日現在）

（２）幼稚園の状況

本町の幼稚園は、第２期計画期間の令和２年度から公立幼稚園２か所になりました。

第２期計画において、公立幼稚園の内 1 か所を幼保連携型認定こども園に移行させる予定でしたが、入所児童数の減少に対応するため計画内容を変更し、令和６年度からは松前幼稚園と古城幼稚園を統合することとし、令和５年度末に古城幼稚園を閉園しました。

【幼稚園の概要】（単位：人）

区分	名称	所在地	利用定員	入所児童数
公立	松前幼稚園	北黒田966-2	70	41
	古城幼稚園		令和５年度末で閉園	
その他（町外施設を利用する児童）				93
合計				134

（各施設の入所児童数は、町外児童の利用数を除く。）
（その他には、町外の新制度未移行認可幼稚園の利用数を含む。）
出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

【幼稚園入所児童数の推移】（単位：か所、人）

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
町内の施設数	2	2	2	2	1
町内施設入所児童数	83	71	64	53	41
町外施設入所児童数	100	105	107	103	98
入所児童数	183	176	171	156	139

（入所児童数は、町内児童の町外施設の利用数を含み、町外児童の町内施設の利用数は除く。）
出典：子育て支援課（各年４月１日現在）

（３）認定こども園の状況

令和６年度現在、私立の認定こども園が３か所あり、幼保連携型が２か所、地方裁量型が１か所となっています。

保育部分の受入れ年齢は、生後４か月からが１か所、生後６か月からが２か所です。

また、エンゼル幼稚園は、一般型と幼稚園型の一時預かりと延長保育を実施しています。残りの２か所では幼稚園型の一時預かりのみ実施しています。

全体的な入所児童数は徐々に増加しています。

【認定こども園の概要】（単位：人）

区分	名称	所在地	認定	利用定員	入所児童数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり
私立	エンゼル幼稚園（H24.４認定）	西古泉561-1	保育	120	99	６か月	○ ～19：00	○
			教育	210	75			
	コモドまさき園（H27.11 認定）	西古泉498-1	保育	39	40	４か月		
			教育	15	15			○
	青葉幼稚園（Ｒ２.４ 認定）	徳丸332-2	保育	75	71	６か月		
			教育	105	62			○
小計			保育		210			
			教育		152			
その他（町外施設を利用する児童）			保育		13			
			教育		34			
合計			保育		223			
			教育		186			
			計		409			

（各施設の入所児童数は、町外児童の利用数を除く。）
（その他（町外施設を利用する児童）には、地域型保育給付施設を含む。）
出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

【認定こども園入所児童数の推移】（単位：人）

			令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
町内の施設数			3	3	3	3	3
入所児童数	０歳	保育	11	14	9	9	9
	１・２歳	保育	67	67	70	90	97
	３歳以上	保育	112	123	116	112	117
		教育	190	189	192	196	186
	計		380	393	387	407	409

（入所児童数は、町内児童の町外施設の利用数を含み、町外児童の町内施設の利用数は除く。）
出典：子育て支援課（各年４月１日現在）

（４）教育・保育施設利用の推移

保育施設利用に関して、０歳児の利用率に大きな変化はありませんが、１・２歳児の利用率については、令和５年度以降に大きな伸びがみられます。

３～５歳児の利用率については、保育施設と教育施設の計については大きな変化はありませんが、教育施設の利用よりも保育施設の利用の方が、若干増えています。

【教育・保育施設入所児童数の推移】（単位：人、％）

			令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
利用児童数	０歳	人口	180	195	195	185	168
		保育	28	29	25	30	26
		利用率	15.6	14.9	12.8	16.2	15.5
	１・２歳	人口	463	425	413	428	427
		保育	213	207	189	221	253
		利用率	46.0	48.7	45.8	51.6	59.3
	３歳以上	人口	770	773	757	727	702
		保育	365	388	369	344	349
		利用率	47.4	50.2	48.7	47.3	49.7
		教育	373	365	363	352	325
		利用率	48.4	47.2	48.0	48.4	46.3
		保育と教育の計	738	753	732	696	674
		利用率	95.8	97.4	96.7	95.7	96.0

（利用児童数：３歳以上の教育には、新制度未移行園の認可幼稚園利用者数を含む。）

※ 待機児童数を加算した数

出典：子育て支援課（各年４月１日現在）

【保育施設の待機児童数の推移】（単位：人）

待機児童数		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
４月	０歳	2	0	6	0	0
	１・２歳	4	5	18	0	0
	３歳以上	0	0	0	0	0
	合計	6	5	24	0	0
10 月	０歳	9				
	１・２歳	2				
	３歳以上	0				
	合計	11				

出典：子育て支援課（保育所等利用待機児童数調査）

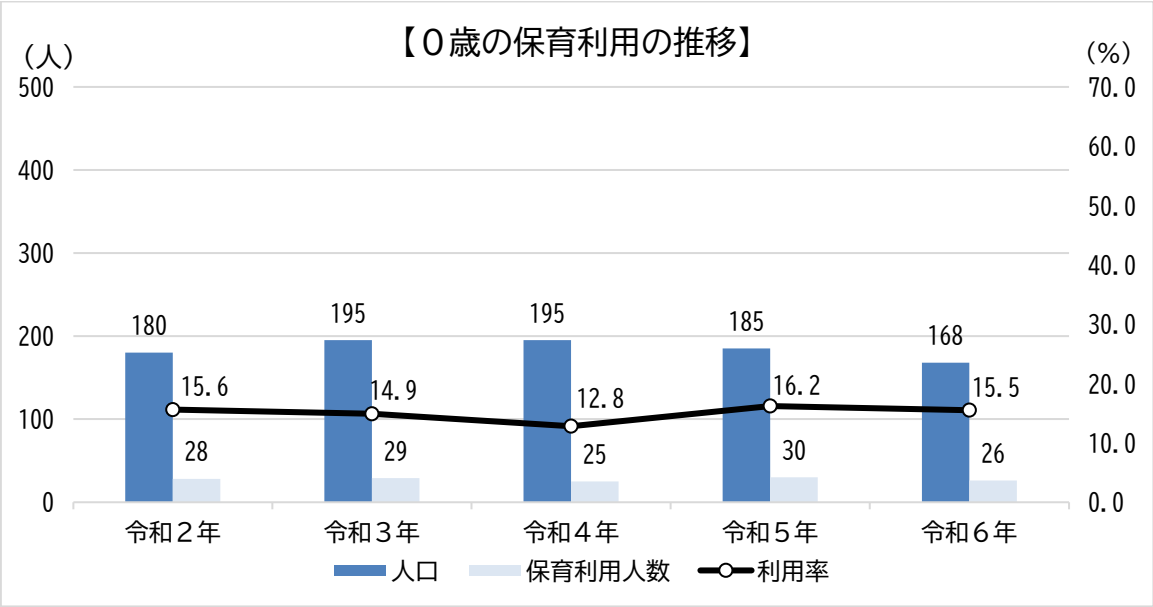
【０歳の保育利用の推移】
（人）
（%）
500
400
300
200
100
0
70.0
60.0
50.0
40.0
30.0
20.0
10.0
0.0
180
195
195
185
168
15.6
14.9
12.8
16.2
15.5
28
29
25
30
26
令和２年
令和３年
令和４年
令和５年
令和６年
人口
保育利用人数
利用率

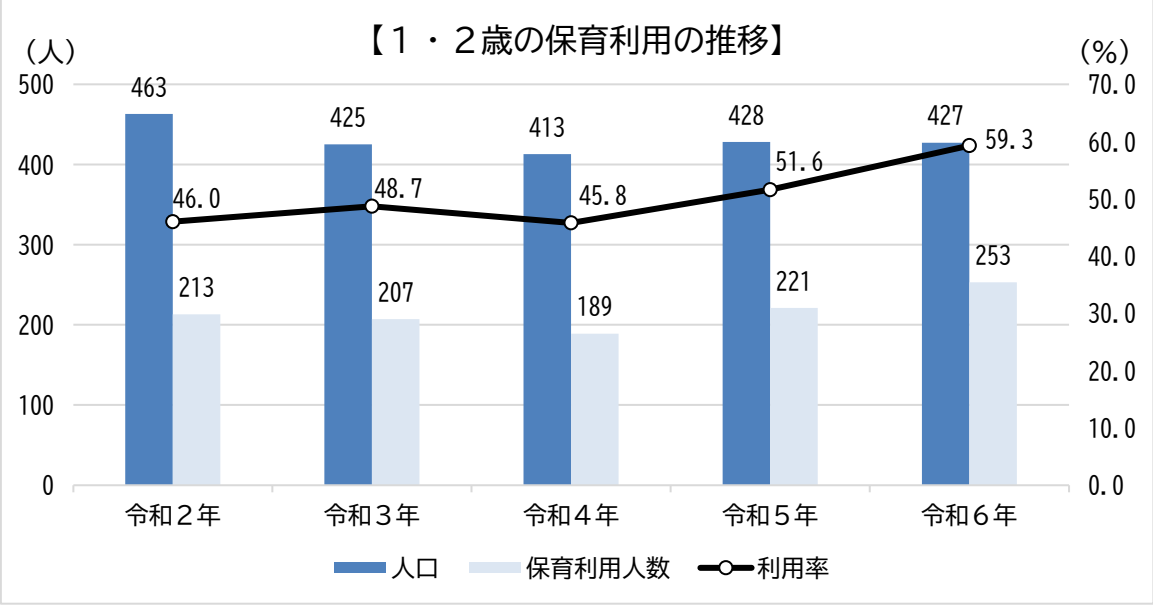
【１・２歳の保育利用の推移】
（人）
（%）
500
400
300
200
100
0
70.0
60.0
50.0
40.0
30.0
20.0
10.0
0.0
463
425
413
428
427
46.0
48.7
45.8
51.6
59.3
213
207
189
221
253
令和２年
令和３年
令和４年
令和５年
令和６年
人口
保育利用人数
利用率

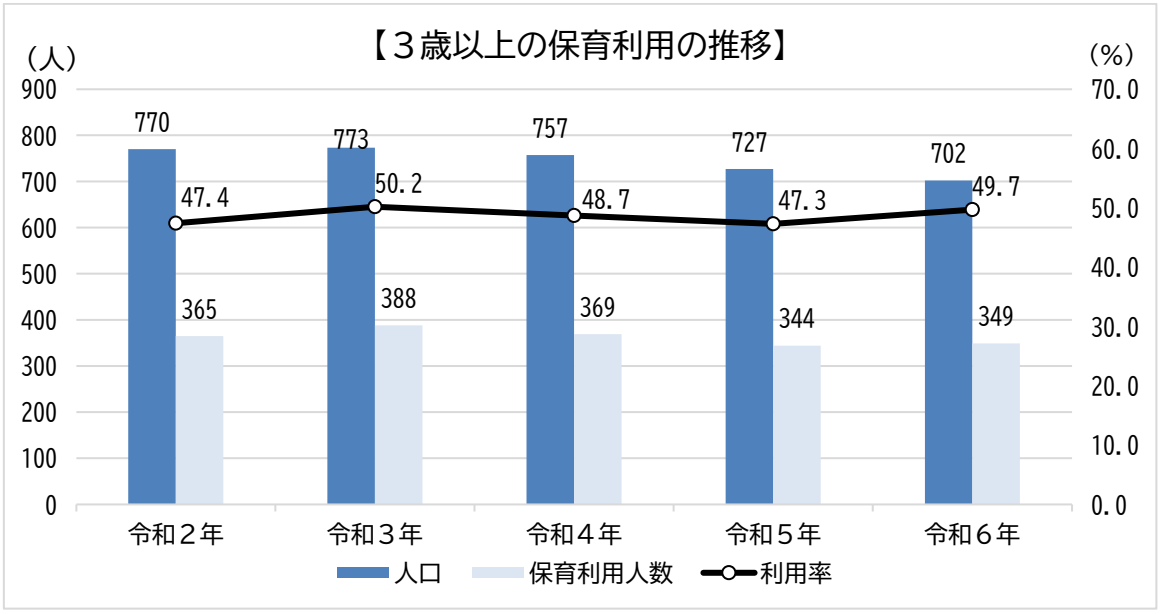
【３歳以上の保育利用の推移】
（人）
（%）
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
70.0
60.0
50.0
40.0
30.0
20.0
10.0
0.0
770
773
757
727
702
47.4
50.2
48.7
47.3
49.7
365
388
369
344
349
令和２年
令和３年
令和４年
令和５年
令和６年
人口
保育利用人数
利用率

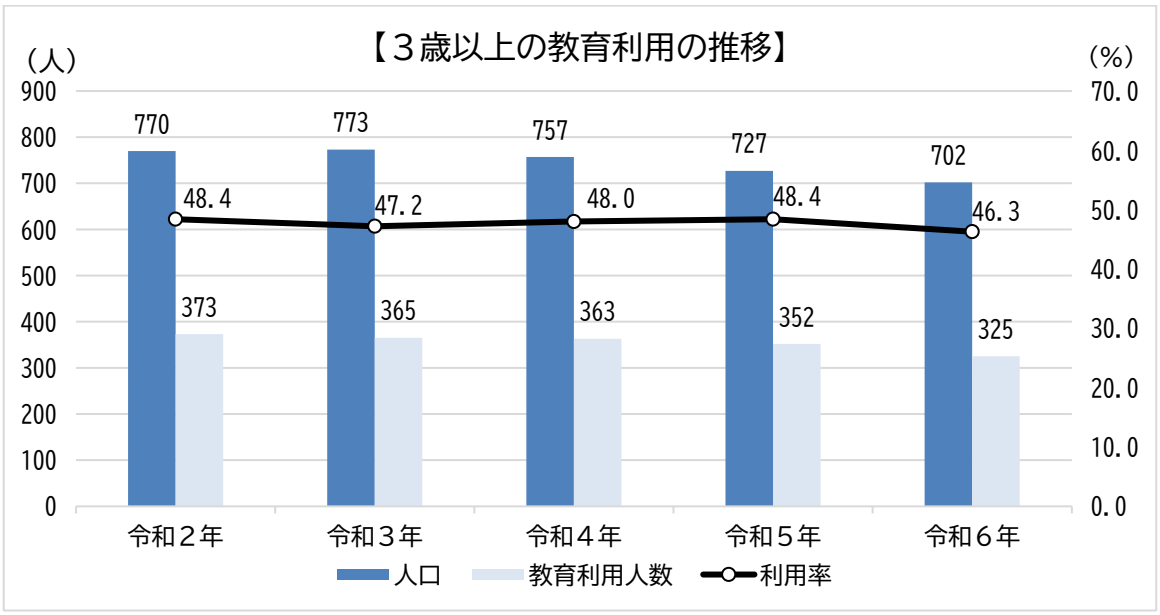
【３歳以上の教育利用の推移】
（人）
（%）
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
70.0
60.0
50.0
40.0
30.0
20.0
10.0
0.0
770
773
757
727
702
48.4
47.2
48.0
48.4
46.3
373
365
363
352
325
令和２年
令和３年
令和４年
令和５年
令和６年
人口
教育利用人数
利用率

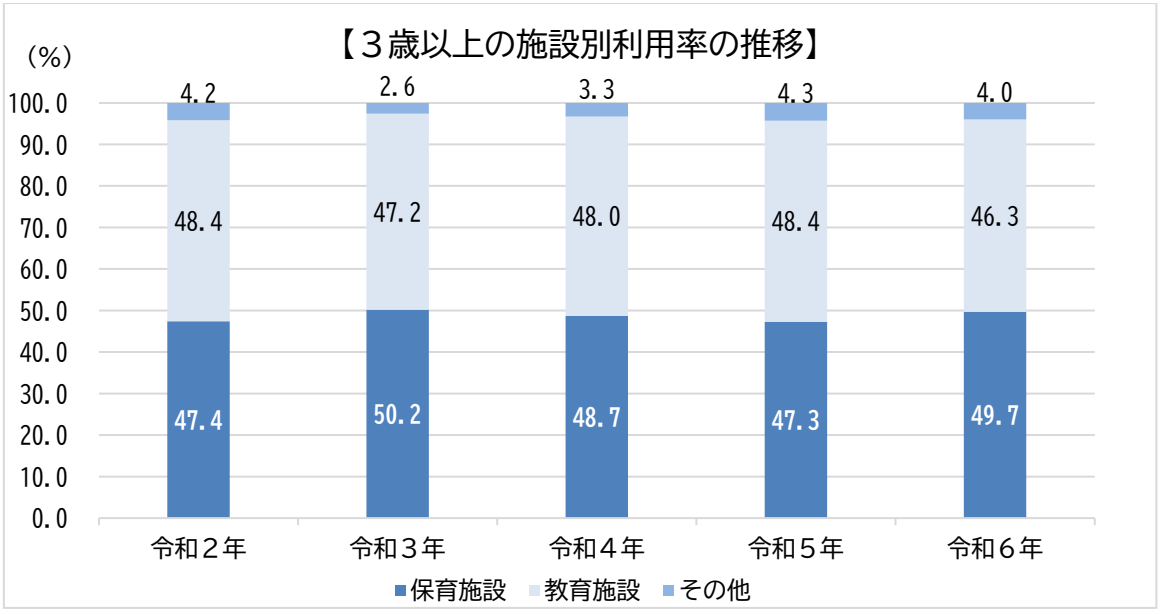
【３歳以上の施設別利用率の推移】
（%）
100.0
90.0
80.0
70.0
60.0
50.0
40.0
30.0
20.0
10.0
0.0
4.2
2.6
3.3
4.3
4.0
48.4
47.2
48.0
48.4
46.3
47.4
50.2
48.7
47.3
49.7
令和２年
令和３年
令和４年
令和５年
令和６年
保育施設
教育施設
その他

（５）小・中学校の状況と推移

小学校児童数は、令和２年度から令和６年度までの間に増減を繰り返しましたが、緩やかに減少傾向にあります。

中学校生徒数は、増加傾向にありましたが、今後は児童数の減少や中学受験の影響などにより減少していくことが予測されます。

【小・中学校の概要】（単位：学級、人）

区分		名称	所在地	学級数	在校児童・生徒数
公立	小学校	松前小学校	筒井1175	28	731
		岡田小学校	西高柳156	21	524
		北伊予小学校	神崎226	17	424
合計				66	1,679
公立	中学校	松前中学校	浜963	14	361
		岡田中学校	昌農内443-1	10	262
		北伊予中学校	神崎415-1	8	215
合計				32	838

出典：学校基本調査（令和６年５月１日現在）

【小・中学校の推移】（単位：学級、人）

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
小学校（３校）	学級数	71	70	70	68	66
	特別支援学級	11	13	14	11	11
	児童数	1,755	1,722	1,689	1,713	1,679
	特別支援学級	33	41	46	50	47
中学校（３校）	学級数	30	30	31	32	32
	特別支援学級	8	7	8	8	7
	生徒数	783	798	827	830	838
	特別支援学級	10	10	13	16	18

出典：学校基本調査（各年５月１日現在）

（６）認可外保育施設

町内には１か所の認可外保育施設があり、キッズパオエミフル MASAKI 園では、休日保育、一時預かりを実施しています。

【認可外保育施設の概要】（単位：人）

名称	所在地	定員	入所児童数	受け入れ年齢	夜間保育	休日保育	一時預かり
キッズパオ エミフルMASAKI園	筒井850 ｴﾐﾌﾙMASAKI1階	19	6	６か月	―	○	○

出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

（７）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本町の放課後児童クラブは、町立小学校３校ともに近接した場所に専用施設を整備し、それぞれ児童クラブの定員を拡大してきました。

町全体でみると、受入児童数は定員を下回っていますが、北伊予小学校放課後児童クラブは定員を上回る児童を受け入れています。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要】（単位：人）

名称	所在地	定員	受け入れ児童数
松前小学校放課後児童クラブ	専用施設 筒井1188-2	200	191
北伊予小学校放課後児童クラブ	専用施設 神崎226-4	120	157
岡田小学校放課後児童クラブ	専用施設 西高柳156-3	160	155

出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

（８）放課後子ども教室

本町では、各小学校に近接した位置にある地区公民館において、地域住民の協力のもと放課後子ども教室を実施しています

実施体制の状況から年間の実施回数や受入児童数は多くありませんが、実施内容が充実しており、地域での世代間交流の場にもなっています。

【放課後子ども教室の概要】（単位：人）

名称	実施場所	定員	受入児童数	実施時期	活動内容例
松前小学校 放課後子ども教室	松前小学校 松前町西公民館	30名 程度	29	年間10回程度	・軽スポーツ・自由遊び ・紙芝居・粘土遊びなど
北伊予小学校 放課後子ども教室	北伊予小学校 松前町東公民館	30名 程度	21	年間10回程度	・軽スポーツ・自由遊び ・人権のお話・紙飛行機 ・英語で遊ぼうなど
岡田小学校 放課後子ども教室	岡田小学校 松前町北公民館	30名 程度	27	年間10回程度	・軽スポーツ・自由遊び ・人権のお話・歌 ・茶道体験など

出典：社会教育課（令和５年度実績）

（９）児童館

松前町児童館では、幼児、児童の健全育成ために、健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的として様々な活動を行っています。

【児童館の概要】

名称	所在地	利用時間	休館日
松前町児童館	昌農内456-1	8：30～17：00	月曜・祝日（こどもの日は開館） 年末年始

出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

（10）地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

育児相談や各種サークル活動の育成・支援、子育て情報の提供等を行っています。

【松前町子育て世代包括支援センターの概要】

名称	所在地	利用時間	休館日
松前町子育て世代包括支援センター	筒井710-1 （松前町総合福祉センター２階）	9：00～17：00	日曜・祝日 年末年始

出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

（11）病児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気のため集団保育等が困難な際に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師、保育士等が一時的に保育する事業です。

本町では、町内の小児科医院に事業を委託し実施しています。

【病児保育の概要】

名称	所在地	定員	保育時間
むかいだ小児科キッズハウス	恵久美792-1	６人/日	【月～金】8：30～18：00 【土】8：30～12：30 （当日、診察を受けてからの利用は9：00～）

出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

（12）子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）

子どもの預かり等の「援助を受けたい人」「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

保育所・幼稚園児や放課後児童クラブの児童の送迎・預かりなどをする中で、子育ての先輩として相談相手になるなど、幅広く活動しています。

【松前町ファミリー・サポート・センターの概要】

活動日	利用額（円/１時間）
月～金 8：00～20：00	1,000
月～金 上記以外の時間帯	1,100
土日・祝日及び年末年始 8：00～20：00	1,100
土日・祝日及び年末年始 上記以外の時間帯	1,200
緊急子育て援助活動	1,200

出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

【会員数の推移】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
サポート会員数	76	87	93	86	89
利用会員数	392	452	474	524	555
両会員数	13	13	13	15	17

出典：子育て支援課（令和６年４月１日現在）

３　「松前町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

（１）幼児期の学校教育・保育

第２期松前町子ども･子育て支援事業計画における幼児期の学校教育･保育の数値目標と実績値は、次のとおりです。

【幼児期の学校教育・保育（３歳以上の子ども）の目標と実績】

		単位	令和６年度	
			第２期計画目標（利用の見込み）	実績（令和６年度）
教育を希望する子ども（１号認定＋２号認定）	幼稚園・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	367	320
保育を希望する子ども（２号認定）	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	377	349

【幼児期の学校教育・保育（３歳未満の子ども）の目標と実績】

		単位	令和６年度	
			第２期計画目標（利用の見込み）	実績（令和６年度）
０歳児（３号認定）	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	55	22
１・２歳児（３号認定）	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	244	244

（２）地域子ども・子育て支援事業

第２期松前町子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業（在園児対象）幼稚園型」は利用見込みを大きく上回っています。他方、「時間外保育事業（延長保育事業）」「一時預かり事業（その他）一般型」「病児・病後児保育事業」は利用見込みを大きく下回っています。

【地域子ども・子育て支援事業の目標と実績】

		単位	令和６年度	
			第２期計画目標（利用の見込み）	実績（令和５年度）
時間外保育事業（延長保育事業）		人	85	46
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		人	479	491
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人	0	0
地域子育て支援拠点事業		人	4,481	6,049
一時預かり事業（在園児対象）	幼稚園型	人	13,848	14,937
一時預かり事業（その他）	一般型	人	1,800	424
病児病後児保育事業	病児・病後児対応型	人	716	263
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）		人	704	668
利用者支援事業		か所	1	1
妊産婦健康診査（受診回数）		人	2,149	2,007
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（訪問回数）		人	180	171
養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク強化事業		人	9	2

※ 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）の実施は、令和６年４月１日現在を示す。

４　調査結果からみた子どもの状況

（１）調査の概要

本調査は、計画策定のための基礎資料として、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本町で確保するべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出する際の参考とするため、松前町内に住所を有する就学前児童・小学生児童の保護者を対象に実施しました。

調査地域	松前町全域	
調査対象者	未就学児童	松前町内に住所を有する未就学（０～６歳）の子どものいる保護者（令和６年１月末現在）
	小学生児童	松前町内の小学校に通う子どものいる保護者（令和６年１月末現在）
調査時期	令和６年２月７日～令和６年２月20日	
調査方法	未就学児童：町内の保育所・幼稚園・認定こども園における配布・回収 郵送による配布・回収 小学生児童：学校を通じての配布・回収 郵送による配布・回収	
配布数	未就学児童：1,050人　　小学生児童：1,281人	
回収率	未就学児童：73.3%（770件）　　小学生児童：87.8%(1,125件)	

（２）子育て環境について

■就学前児童　保護者の配偶関係（単数回答）

調査に回答した保護者（父母）の配偶者の有無については、「配偶者がいる」が 93.3%、「配偶者はいない」が 6.4%となっています。

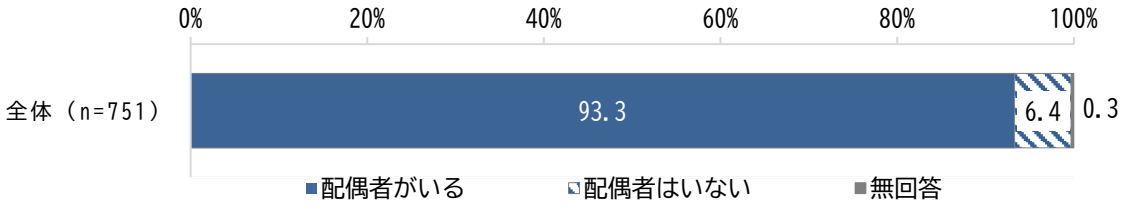

■就学前児童　日頃、見てもらえる親族・知人（複数回答）

お子さんを見てもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 63.5%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 31.2%、「いずれもいない」が 9.7%となっています。

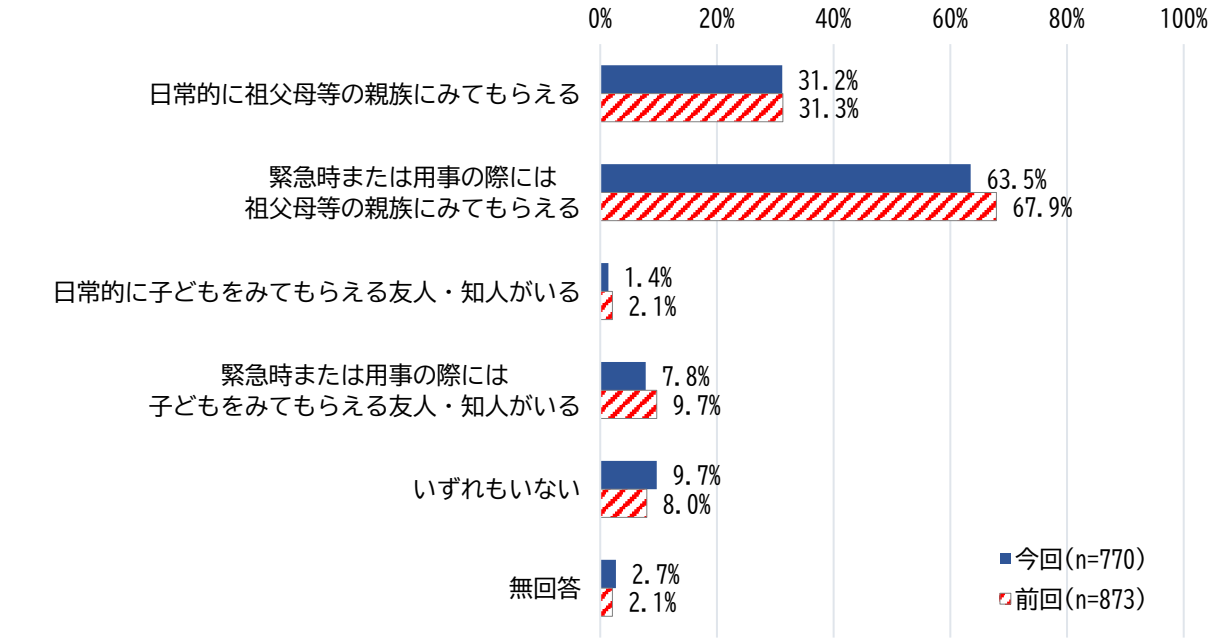

■就学前児童　気軽に相談できる人の有無（複数回答）

子育てをする上で気軽に相談できる人がいるかどうかについては、「いる／ある」が 96.1%、「いない／ない」が 3.0%となっています。
「いる／ある」と回答した人の、子育てに関して気軽に相談できる先については、「配偶者」が 84.7%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が 83.5%、「友人や知人」が 70.4%となっています。

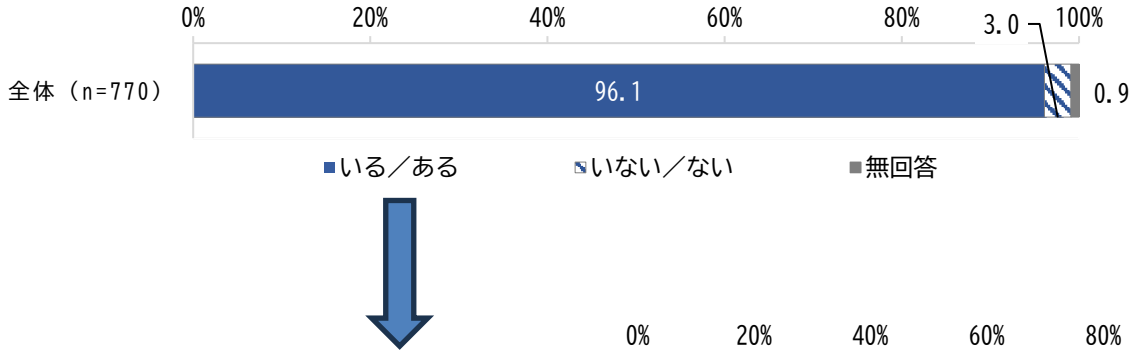

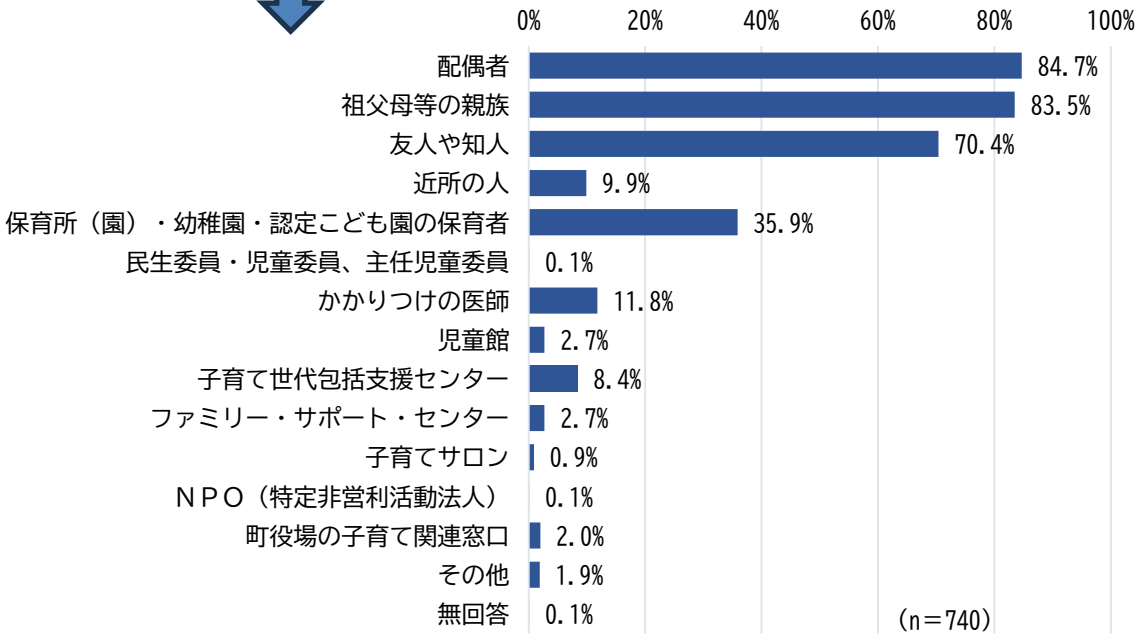

（３）保護者の就労状況について

■現在の母親・父親の就労状況（単数回答）

就学前児童

就労状況について、『母親』は「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が 32.5%で最も多く、次いで「フルタイム(週５日・１日８時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が 30.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 16.9%となっています。

『父親』は「フルタイム(週５日・１日８時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が 85.7%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が 0.6%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業等で休業中である」と「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 0.5%となっています。

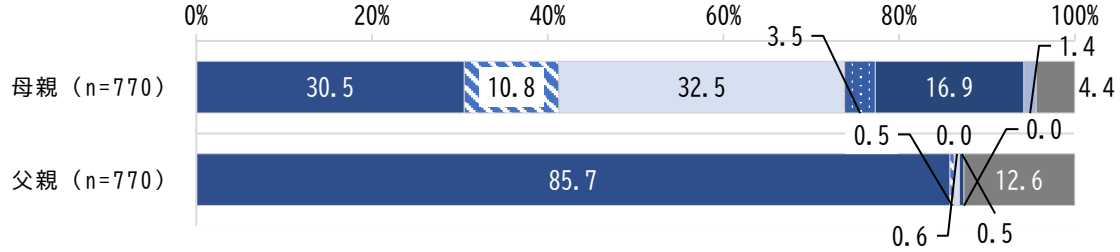

■フルタイム(週５日・１日８時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない
■フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業等で休業中である
■パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない
■パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しているが、産休・育休・介護休業等で休業中である
■以前は就労していたが、現在は就労していない
■これまで就労したことがない
■無回答

小学生

就労状況について、『母親』は「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が 43.8%で最も多く、次いで「フルタイム(週５日・１日８時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が 32.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 13.4%となっています。

『父親』は「フルタイム(週５日・１日８時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が 81.9%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない」が 0.4%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業等で休業中である」が 0.3%となっています。

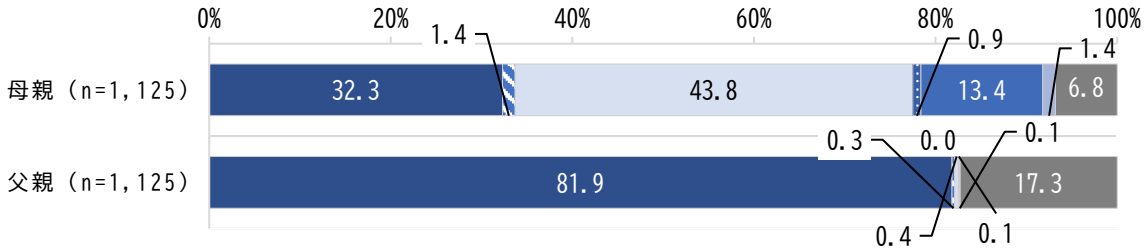

■フルタイム(週５日・１日８時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない
■フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業等で休業中である
■パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しており、産休・育休・介護休業等で休業中ではない
■パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しているが、産休・育休・介護休業等で休業中である
■以前は就労していたが、現在は就労していない
■これまで就労したことがない
■無回答

■〔パート・アルバイト等で就労している人〕母親・父親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

就学前児童

フルタイムへの転換希望について、『母親』は「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望する」が 55.2%で最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 28.9%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 9.7%となっています。
『父親』は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望する」が、いずれも 20.0%となっています。
フルタイムへの転換希望があるものの実現性がないと回答した人は、女性では３割弱あり、こうした人々への支援が必要です。

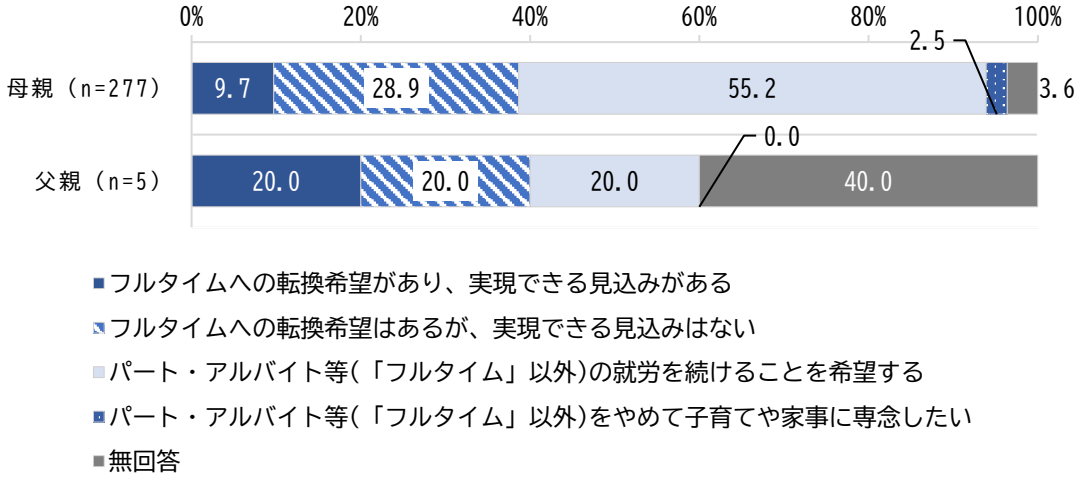

小学生

フルタイムへの転換希望について、『母親』は「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望する」が 58.3%で最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 28.2%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 8.5%となっています。
『父親』は「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 50.0%、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望する」が 25.0%となっています。

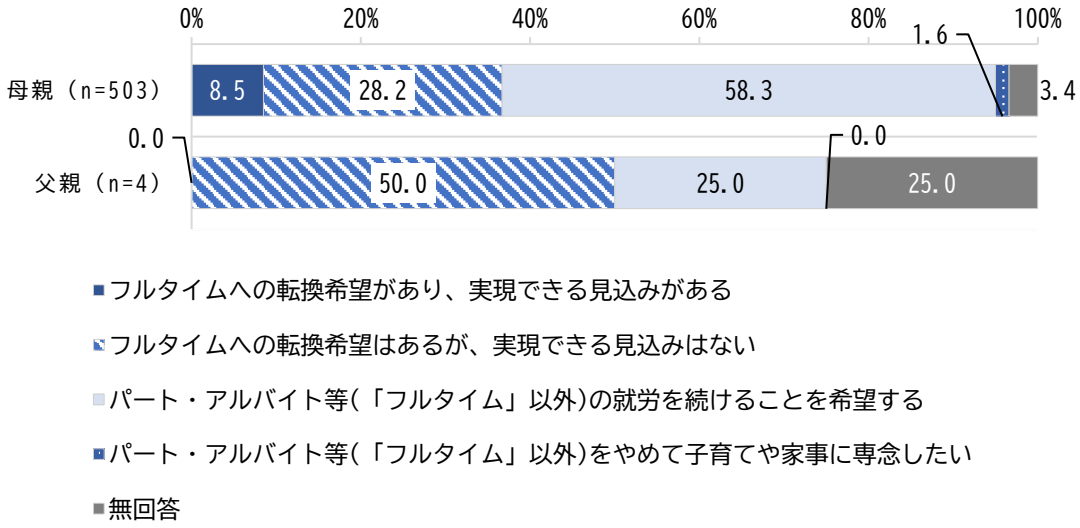

■〔現在就労していない人〕母親・父親の就労希望（単数回答）

就学前児童

就労希望について、『母親』は「１年以上先に就労したい」が 44.7%で最も多く、次いで「すぐにでも、または１年以内に就労したい」が 29.1%、「子育てや家事などに専念したい（就労の希望はない）」が 23.4%となっています。
『父親』は「子育てや家事などに専念したい（就労の希望はない）」が 50.0%で最も多く、次いで「すぐにでも、または１年以内に就労したい」が 25.0%となっています。
すぐに、または１年以内に就労したいと考える母親が、就労前児童で３割弱、小学生で４割弱います。

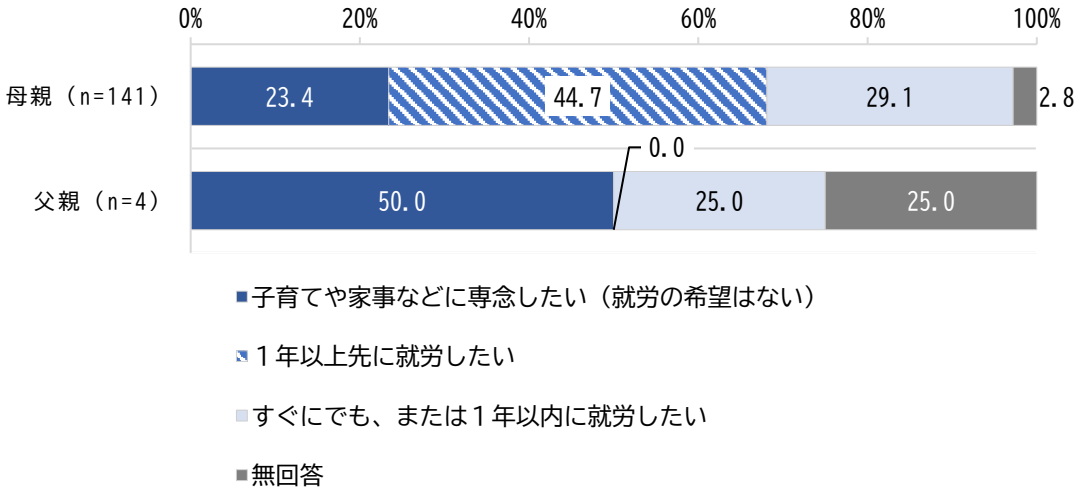

小学生

就労希望について、『母親』は「すぐにでも、または１年以内に就労したい」が 38.3%で最も多く、次いで「１年以上先に就労したい」が 29.3%、「子育てや家事などに専念したい（就労の希望はない）」が 26.9%となっています。
『父親』は「子育てや家事などに専念したい（就労の希望はない）」と「すぐにでも、または１年以内に就労したい」が 50.0%となっています。

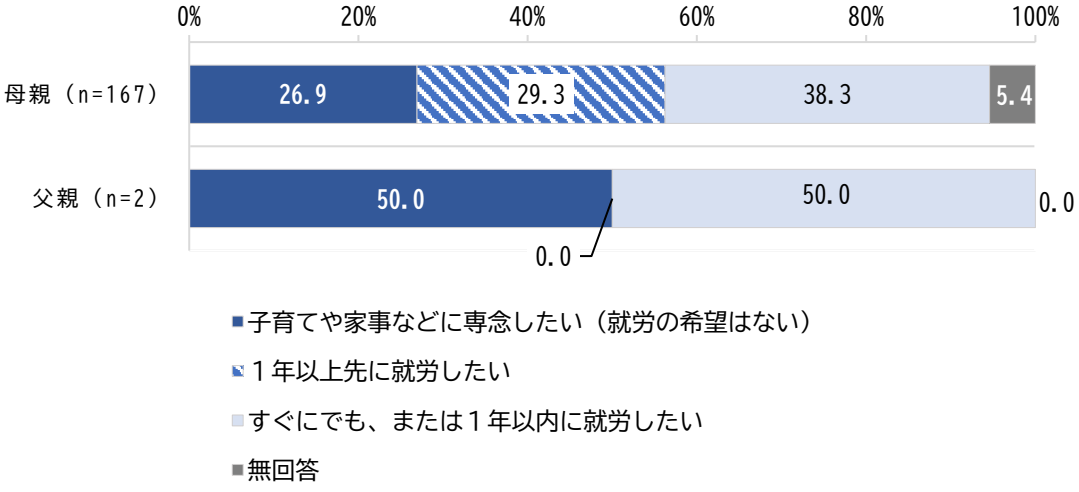

（４）定期的な教育・保育事業の利用状況について

①就学前児童　平日の定期的な教育・保育事業の利用サービスの種類（複数回答）

幼稚園や保育所などの平日の定期的な教育・保育事業等については、「利用している」が73.8%、「利用していない」が25.2%となっています。
平日利用している教育・保育事業等については、『０歳』『３～５歳』で「認定こども園」が最も多く（『０歳』30.8%、『３～５歳』39.5%）、『１～２歳』では「認可保育所」が最も多くなっています（28.1%）。次いで『０歳』『３～５歳』では「認可保育所」（『０歳』23.1%、『３～５歳』33.1%）、『１～２歳』では「認定こども園」（28.1%）となっています。

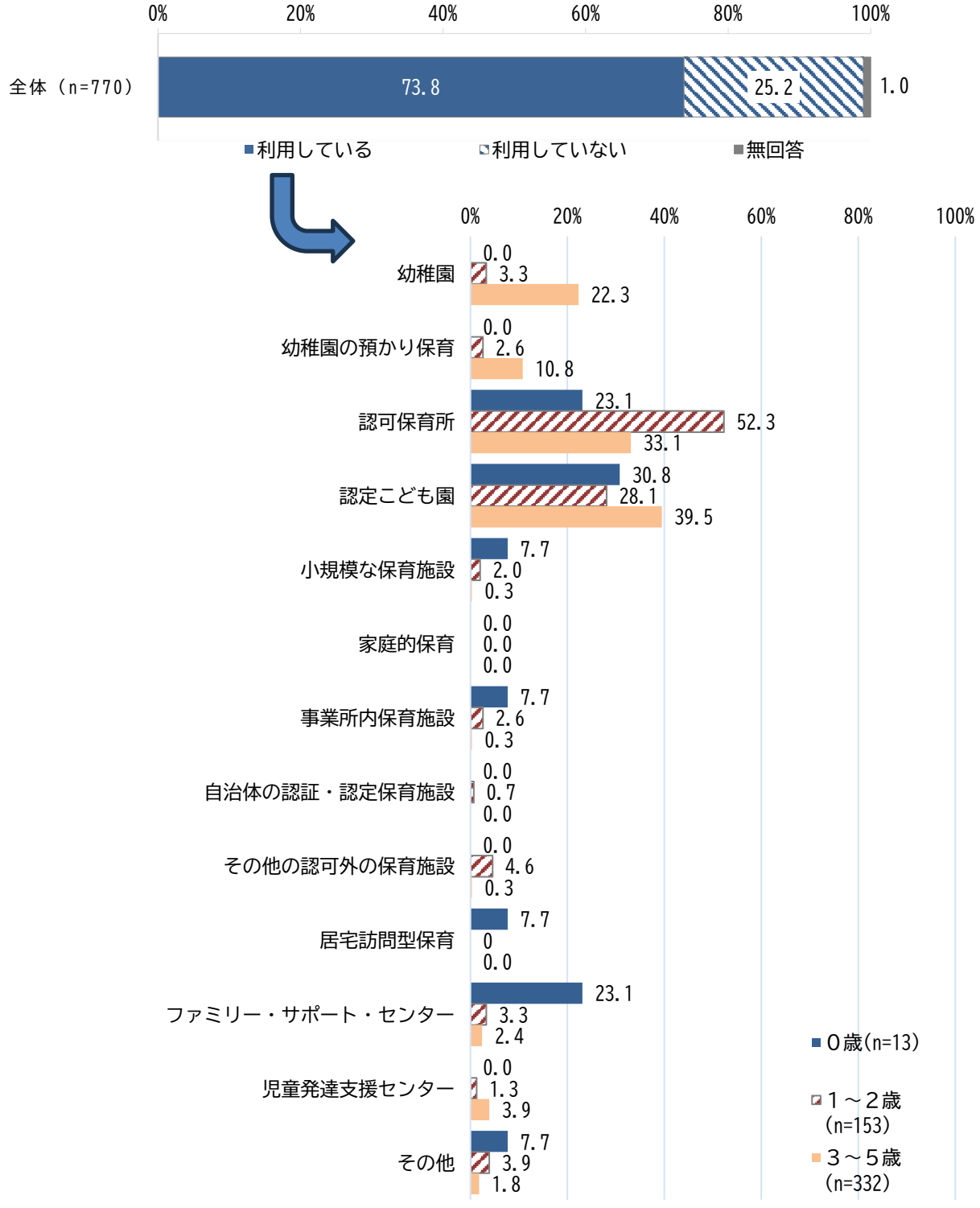

②就学前児童　平日の定期的な教育・保育事業の利用時間帯と利用希望

幼稚園や保育所などの平日の定期的な教育・保育事業等の開始時刻について、『現在』は「8時00分～8時59分」が47.7%で最も多く、次いで「9時00分～9時59分」が36.6%、「7時00分～7時59分」が10.2%となっています。『希望』は「8時00分～8時59分」が40.1%で最も多く、次いで「9時00分～9時59分」が25.2%、「7時00分～7時59分」が10.4%となっています。

終了時刻について、『現在』は「18時00分～18時59分」が27.3%で最も多く、次いで「12時00分～14時59分」と「17時00分～17時59分」が21.7%となっています。『希望』は「18時00分～18時59分」が23.6%で最も多く、次いで「17時00分～17時59分」が20.6%、「16時00分～16時59分」が14.6%となっています。

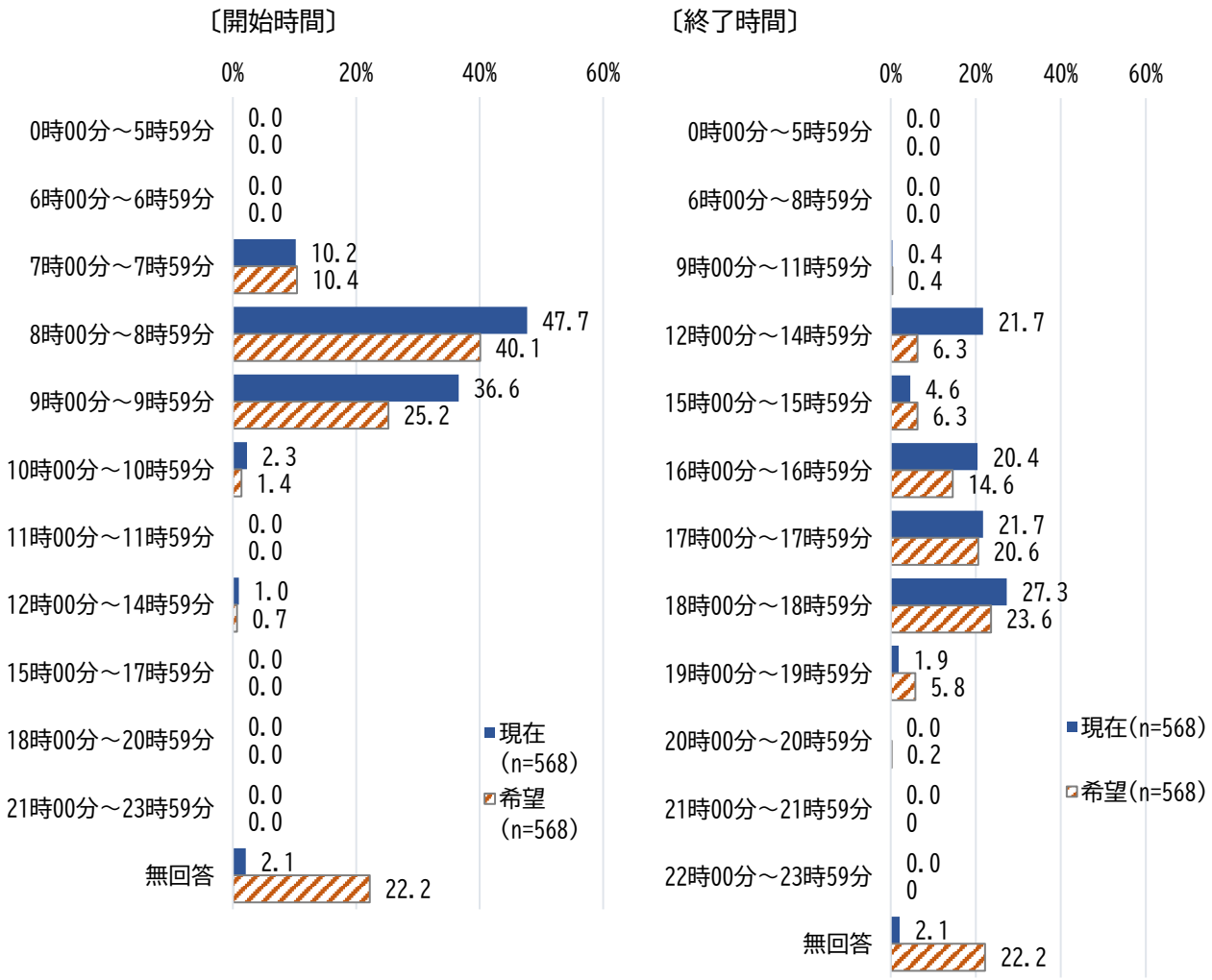

③就学前児童　土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

定期的な教育・保育事業等の利用希望について、『土曜日』では「利用する必要はない」が53.8%で最も多く、次いで「月に１～２回は利用したい」が30.9%、「ほぼ毎週利用したい」が12.1%、となっています。
『日曜祝日』では「利用する必要はない」が78.4%で最も多く、次いで「月に１～２回は利用したい」が14.8%、「ほぼ毎週利用したい」が2.7%となっています。

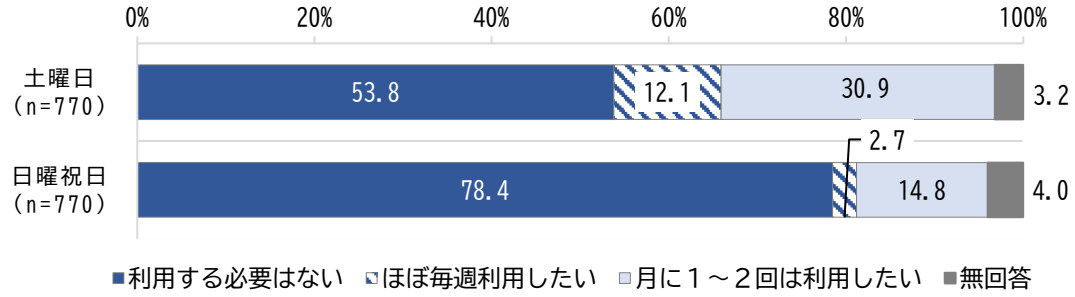

④就学前児童　土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用時間帯と利用希望について

定期的な教育・保育事業等の希望利用開始時刻について、『土曜日』は「8時00分～8時59分」が44.1%で最も多く、次いで「9時00分～9時59分」が32.6%、「7時00分～7時59分」が17.5%となっています。『日曜祝日』は「8時00分～8時59分」が39.3%で最も多く、次いで「9時00分～9時59分」が34.8%、「7時00分～7時59分」が17.8%となっています。
希望利用終了時刻について、『土曜日』は「18時00分～18時59分」が29.9%で最も多く、次いで「17時00分～17時59分」が19.3%、「12時00分～14時59分」が18.7%となっています。『日曜祝日』は「18時00分～18時59分」が33.3%で最も多く、次いで「17時00分～17時59分」が21.5%、「12時00分～14時59分」が13.3%となっています。

〔希望の利用開始時刻〕

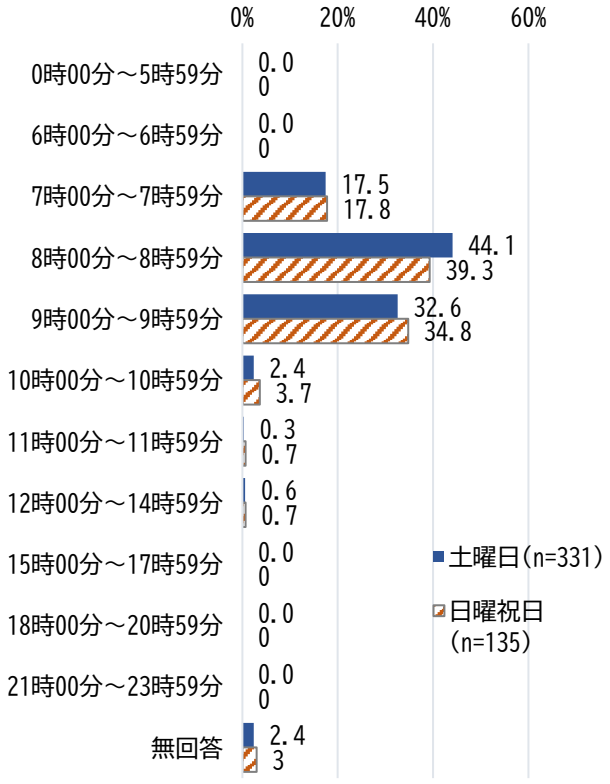

〔希望の利用終了時刻〕

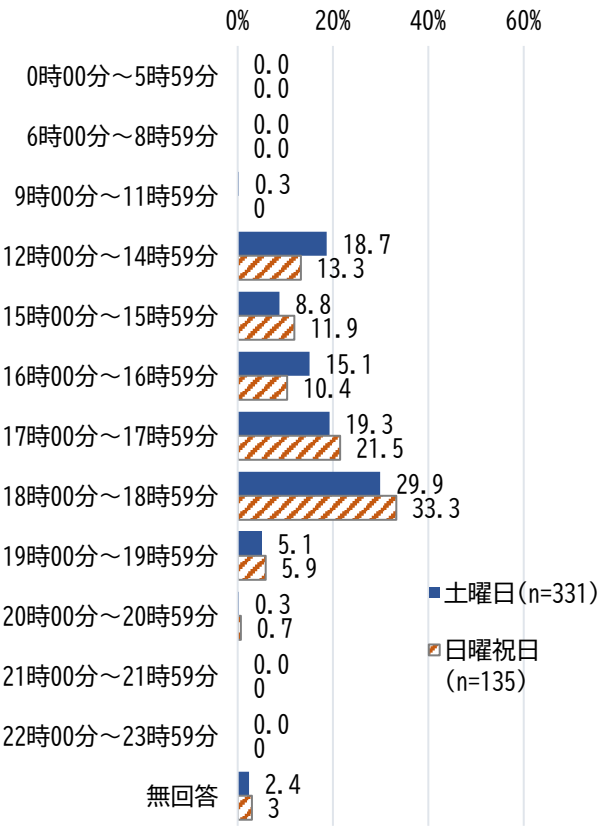

（５）地域子育て支援事業の認知度や利用状況と利用意向について

■就学前児童　地域子育て支援事業の認知度や利用状況と利用意向

①認知度

事業についての認知度は、「児童館」が 76.4%で最も高く、次いで「町のホームページ」が 73.8%、「子育て世代包括支援センターの情報・相談サービス等」が 71.3%となっています。

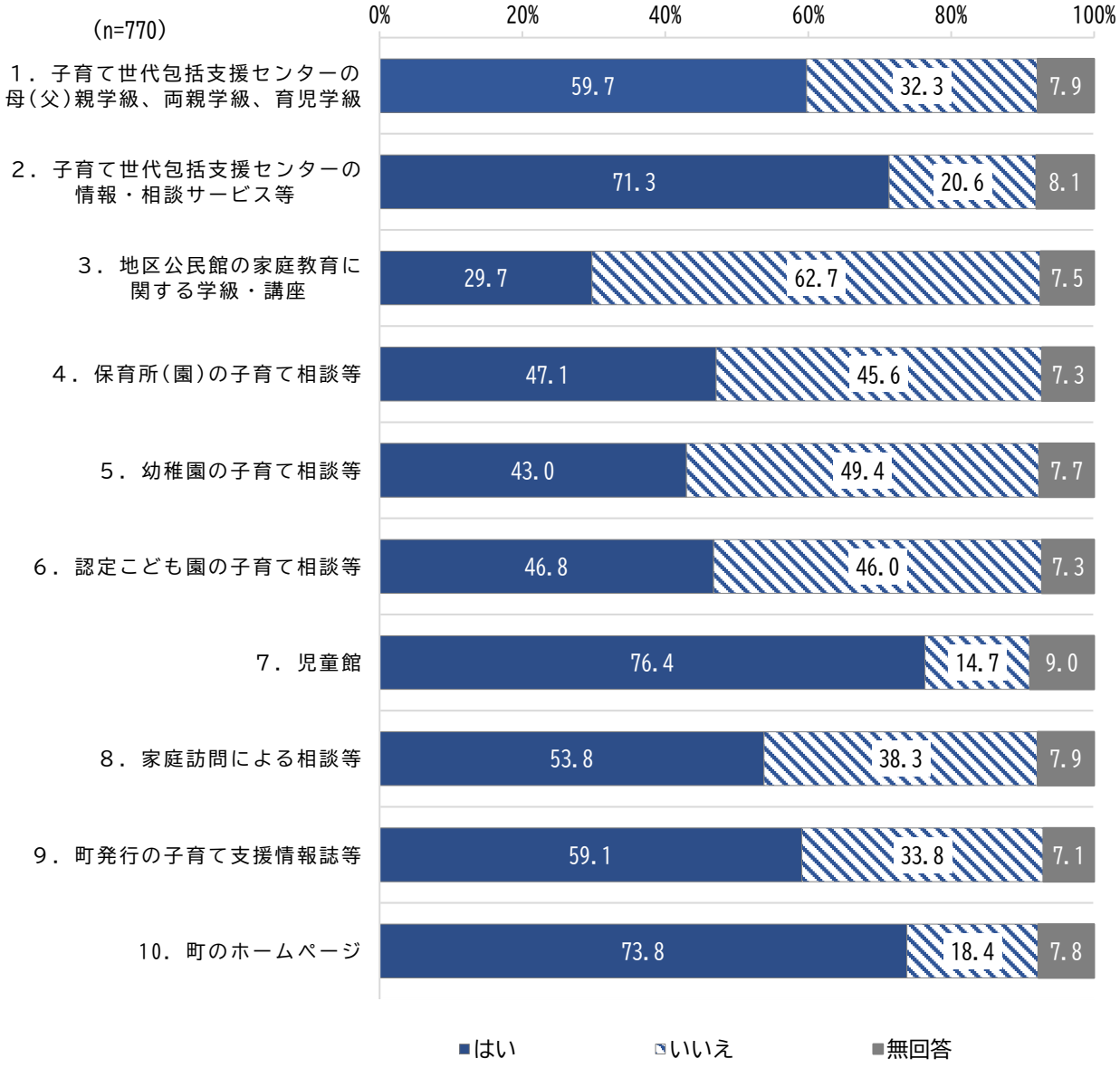

②利用経験

下記の事業についての利用経験は、「町のホームページ」が 45.2%で最も多く、次いで「児童館」が 43.9%、「子育て世代包括支援センターの情報・相談サービス等」が 34.4%となっています。

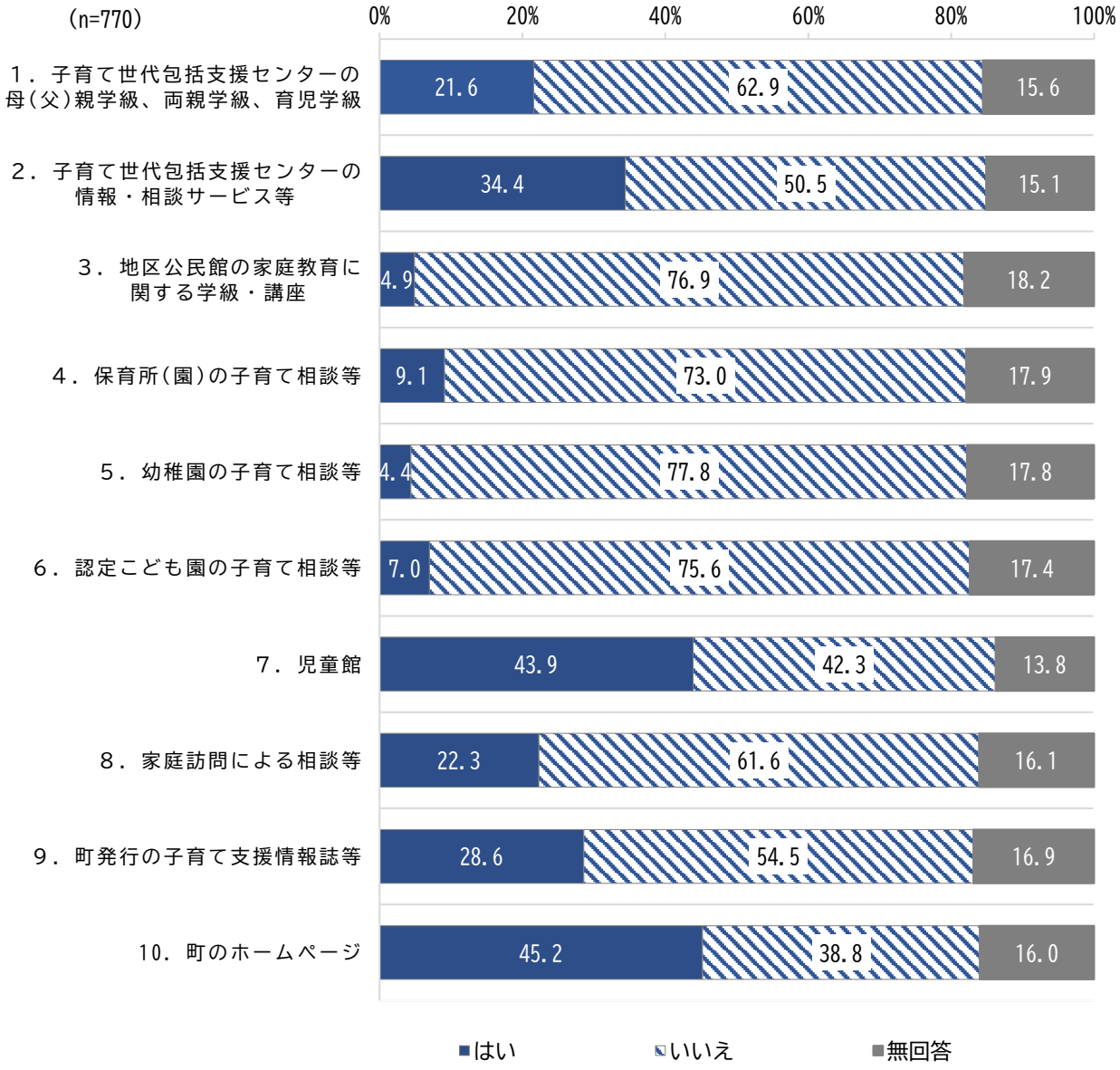

③今後の利用意向

下記の事業に対する今後の利用意向は、「児童館」が 54.2%で最も多く、次いで「町のホームページ」が 52.6%、「町発行の子育て支援情報誌等」が 44.0%となっています。

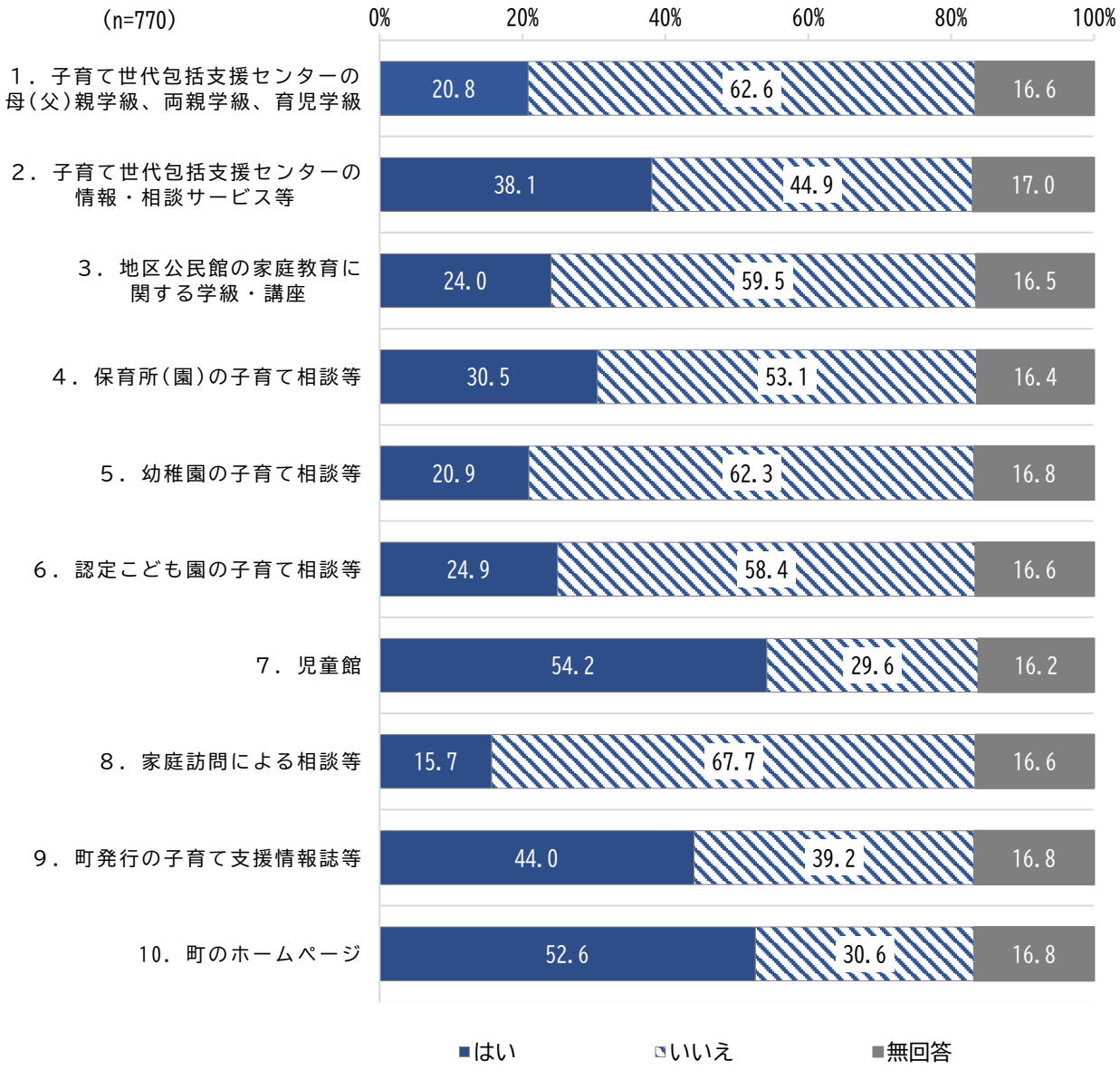

（６）病気の際の対応について

■就学前児童　病気の際の対応について

この１年間に、病気やケガで普段利用している教育・保育事業等を利用できなかったことがあるかどうかについては、「あった」が 69.7%、「なかった」が 21.7%となっています。
病気やケガで普段利用している教育・保育事業等を利用できなかった場合に、この１年間に行った対処方法については、「母親が仕事を休んで子どもをみた」が 84.1%で最も多く、次いで「父親が仕事を休んで子どもをみた」が 39.9%、「親族・友人・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」が 35.6%となっています。

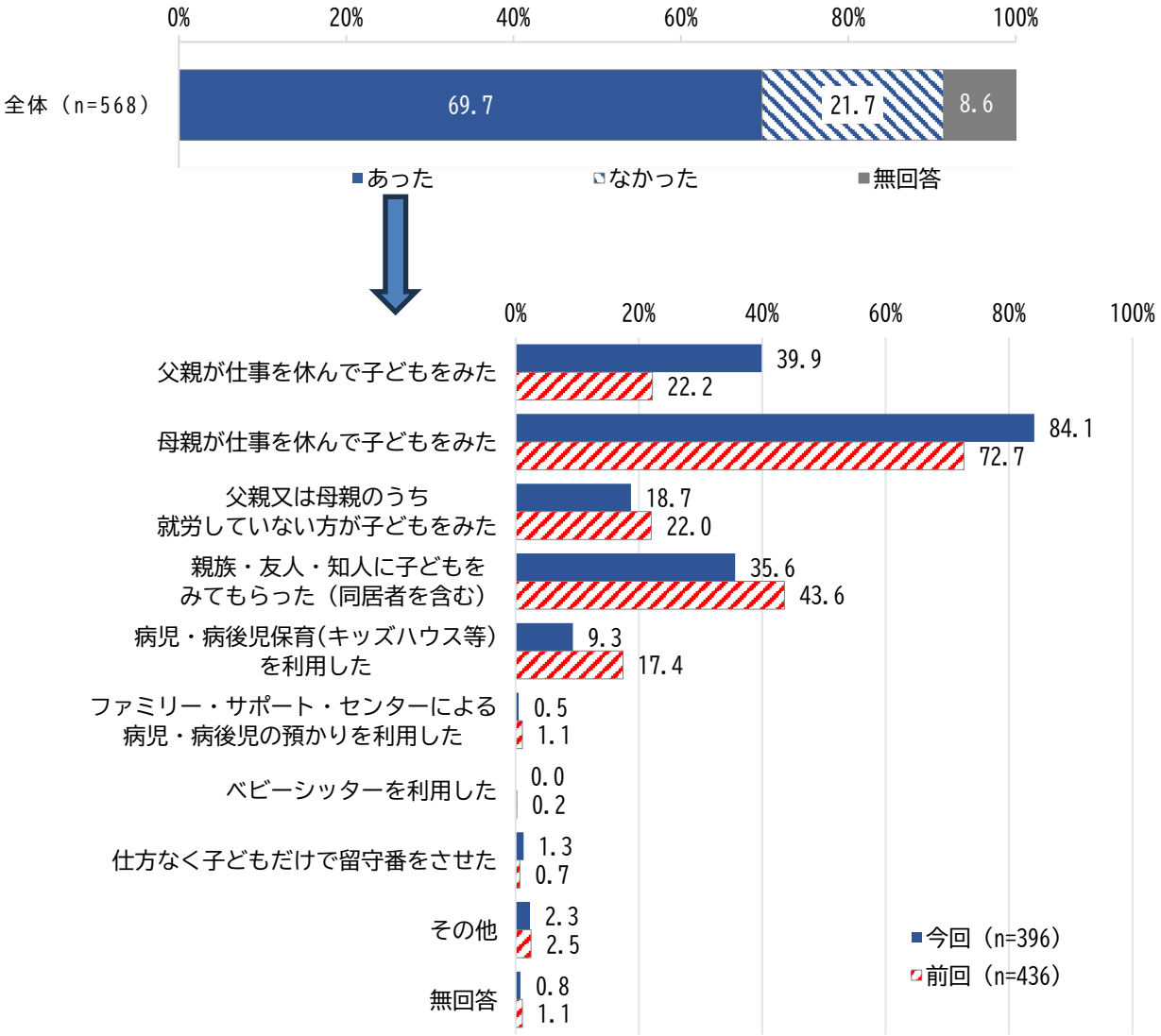

（７）不定期の教育・保育事業及び宿泊を伴う一時預かり等事業の利用状況について

■就学前児童　不定期の教育・保育事業及び宿泊を伴う一時預かり等事業の利用状況

不定期な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 55.8%、「利用したい」が 38.7%となっています。
不定期な教育・保育事業の希望利用目的については、「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や 親の習い事、リフレッシュなど）」が 67.4%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が 51.0%、「不定期の就労」が 33.2%となっています。

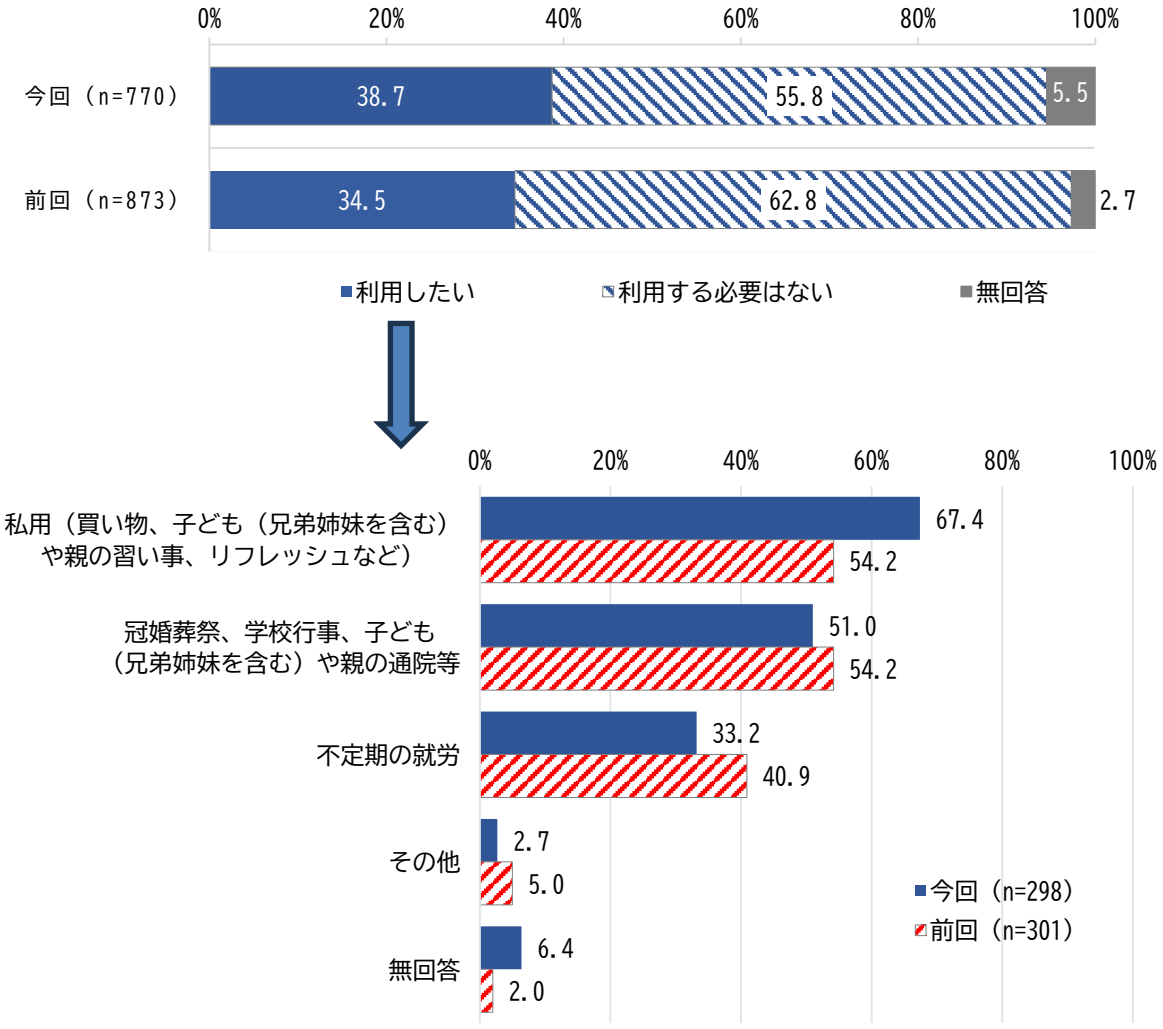

（８）放課後児童クラブの利用希望について

■小学生　放課後児童クラブの利用希望（単数回答）

放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が 50.5%で最も多く、次いで「利用したい（利用している）」が 37.7%、「わからない」が 9.5%となっています。

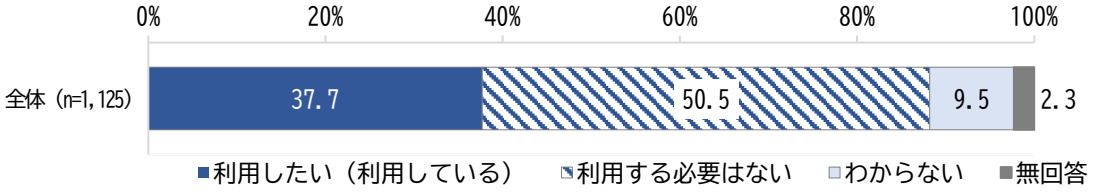

■土曜日・日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（単数回答）

就学前児童

放課後児童クラブの利用希望について、『土曜日』では「利用する必要はない」が 48.0%で最も多く、次いで「１～３年生の間は利用したい」が 22.9%、「４～６年生になっても利用したい」が 18.8%となっています。

『日曜祝日』では「利用する必要はない」が 72.7%で最も多く、次いで「４～６年生になっても利用したい」が 8.9%、「１～３年生の間は利用したい」が 7.7%となっています。

『長期休暇』では「４～６年生になっても利用したい」が 54.6%で最も多く、次いで「１～３年生の間は利用したい」が 33.9%、「利用する必要はない」が 1.8%となっています。

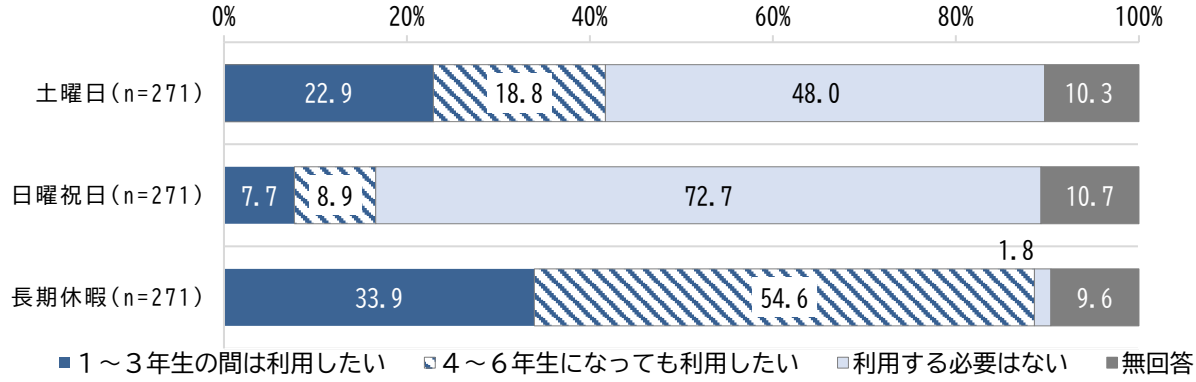

小学生

放課後児童クラブの利用希望について、『土曜日』では「利用する必要はない」が 56.1%で最も多く、次いで「４～６年生になっても利用したい」が 25.2%、「１～３年生の間は利用したい」が 10.6%、となっています。

『日曜祝日』では「利用する必要はない」が「利用する必要はない」が 77.4%で最も多く、次いで「４～６年生になっても利用したい」が 9.9%、「１～３年生の間は利用したい」が 3.5%となっています。

『長期休暇』では「４～６年生になっても利用したい」が 64.6%で最も多く、次いで「１～３年生の間は利用したい」が 23.3%、「利用する必要はない」が 3.8%となっています。

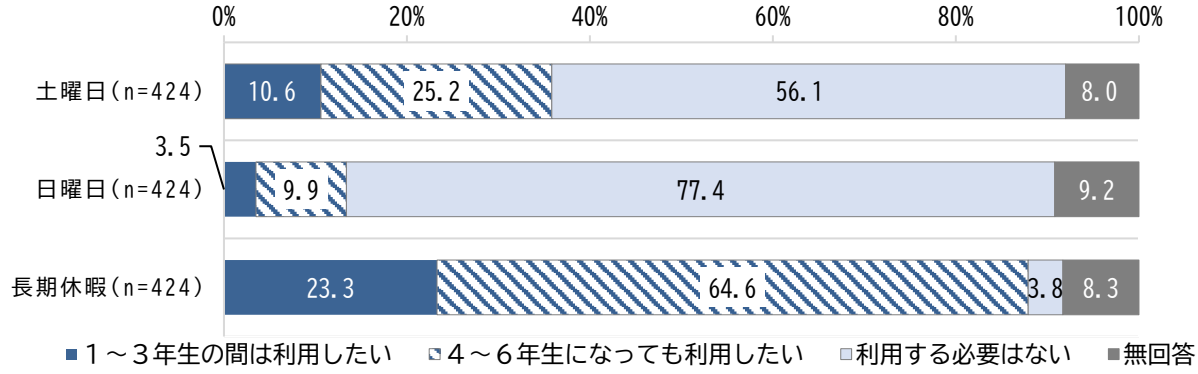

（9）育児休業について

■就学前児童　育児休業給付、保険料免除の認知度（単数回答）

育児休業給付、保険料免除については、『全体』『母親』『父親』のいずれも「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が最も多く（『全体』44.4%、『母親』44.3%、『父親』46.4%）、次いで『全体』『母親』では「育児休業給付のみ知っていた」（『全体』26.4%、『母親』27.5%）、『父親』では「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」（28.6%）となっています。

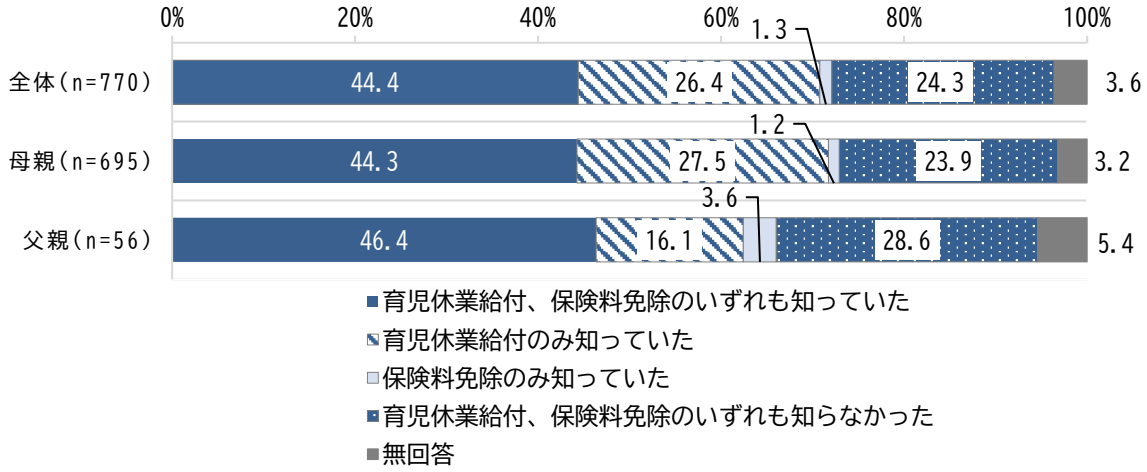

■就学前児童　育児休業取得状況（単数回答）

お子さんが生まれた時、父母のいずれか、または双方が育児休業を取得したかどうかについて、『母親』は「取得した（取得中である）」が51.8%で最も多く、次いで「働いていなかった」が35.8%、「取得していない」が9.6%となっています。

『父親』は「取得していない」が80.5%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が10.1%、「働いていなかった」が0.4%となっています。

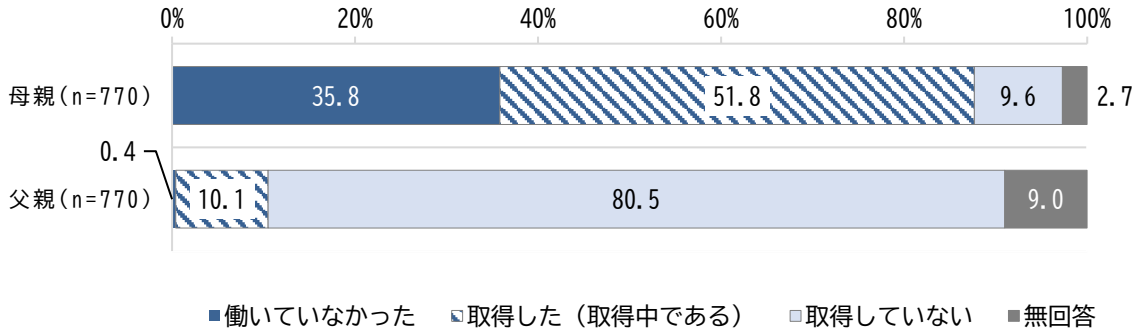

■就学前児童　育児休業を取得していない理由（複数回答）

お子さんが生まれた時、育児休業を取得していない理由について、『母親』は「子育てや家事に専念するため退職した」が 17.6%で最も多く、次いで「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が 14.9%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 13.5%となっています。

『父親』は「仕事が忙しかった」が 33.4%で最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 32.4%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 25.3%となっています。

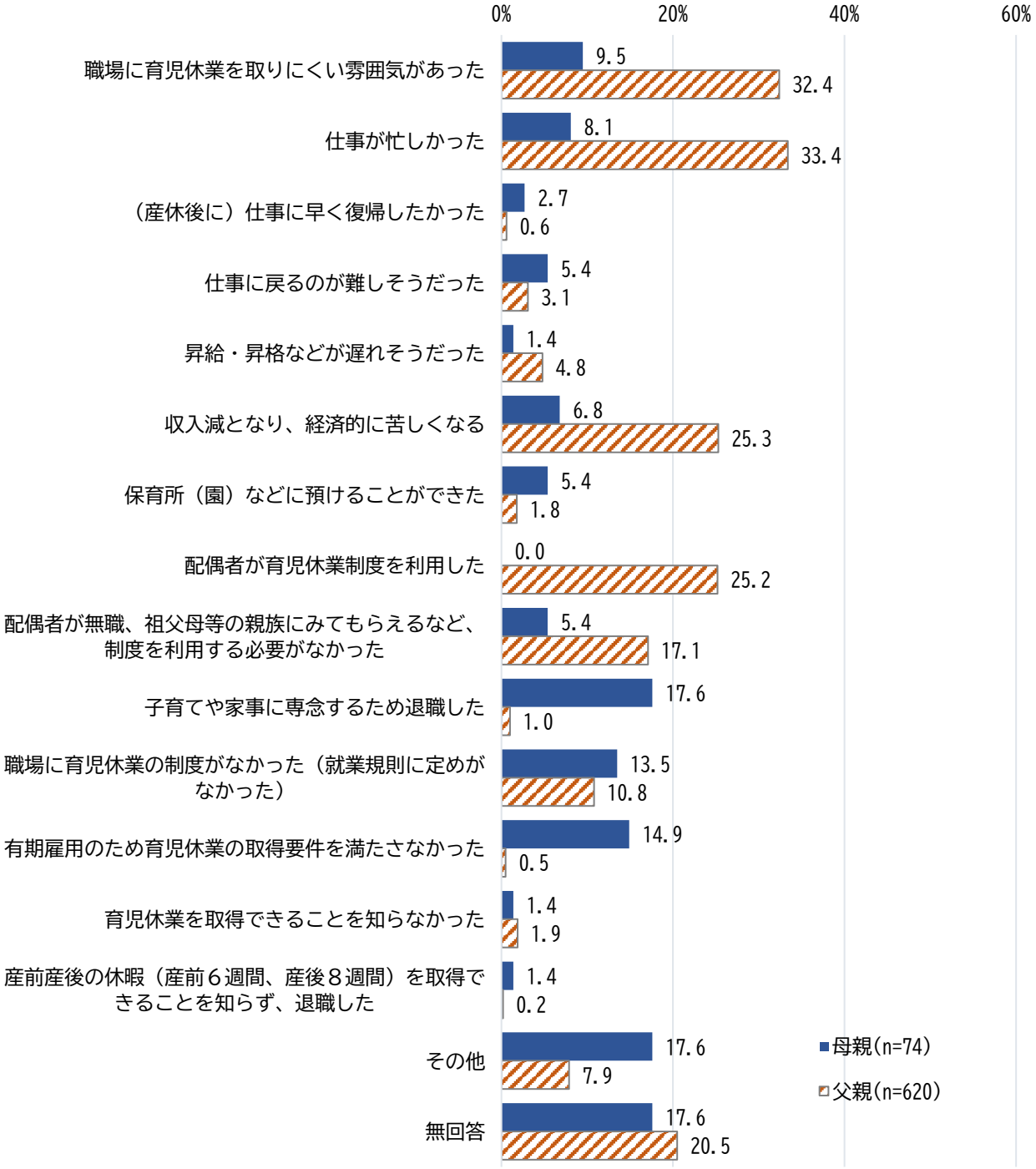

（10）ヤングケアラー[8]について

■小学生　ヤングケアラーの認知度（単数回答）

ヤングケアラーについては、「知っている」が 66.4%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が 15.5%、「知らない」が 13.9%となっています。

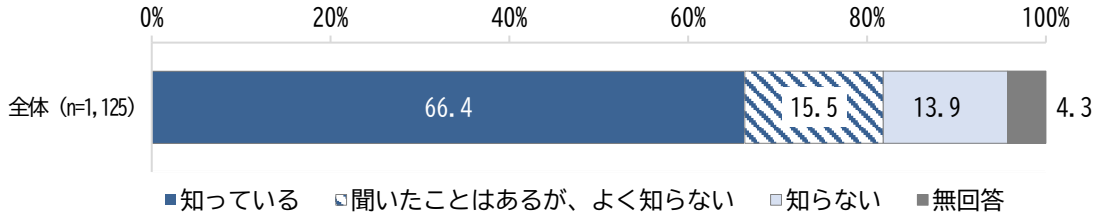

■小学生　ヤングケアラーの把握（単数回答）

ヤングケアラーの把握については、「ほかの保護者の情報から」が 33.3%で最も多く、次いで「自分の子どもから話を聞いた」が 27.0%、「その児童の家庭と関わって様子を知った」が 22.2%となっています。

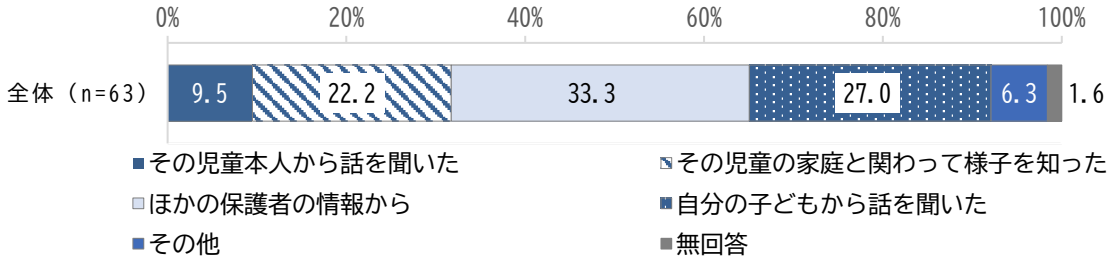

■小学生　ヤングケアラーへの対応（単数回答）

ヤングケアラーを把握した場合の対応については、「どのようにしたらいいかわからない」が 35.6%で最も多く、次いで「学校や教育委員会に相談する」が 20.1%、「町役場（子育て支援課など）に相談する」が 14.9%となっています。

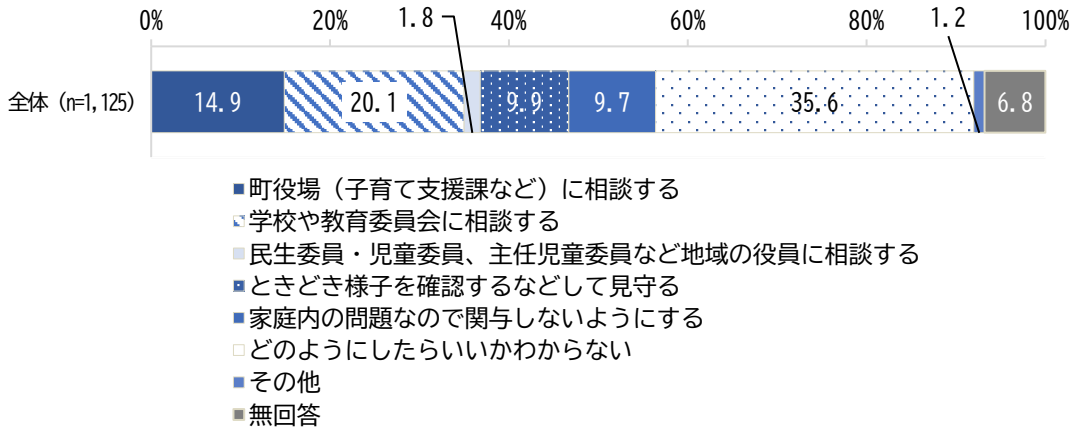

[8] **ヤングケアラー**：本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと

（11）子育てについて

■子育てについて感じること（複数回答）

子育てに関して、どのように感じているかについては、就学前児童の保護者は「楽しみや喜びを感じる」が 87.7%で最も多く、次いで「生きがいを感じる」が 57.9%、「不安や負担を感じる」が 54.5%となっています。
小学生の保護者は、「楽しみや喜びを感じる」が 81.2%で最も多く、次いで「生きがいを感じる」が 52.4%、「不安や負担を感じる」が 50.7%となっています。

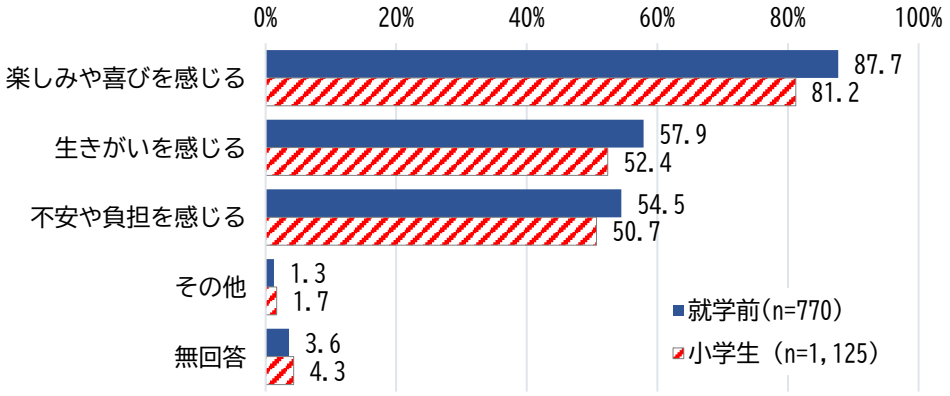

■子育てに不安や負担を感じる理由（複数回答）

どのような理由で子育てに不安や負担を感じるかについては、就学前児童の保護者は「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が 69.0%で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」が 61.4%、「自分のための時間がもてない」が 36.7%となっています。
小学生の保護者は「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が 71.9%で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」が 47.7%、「子どもの教育、不登校やいじめに関する問題などが心配だ」が 44.9%となっています。

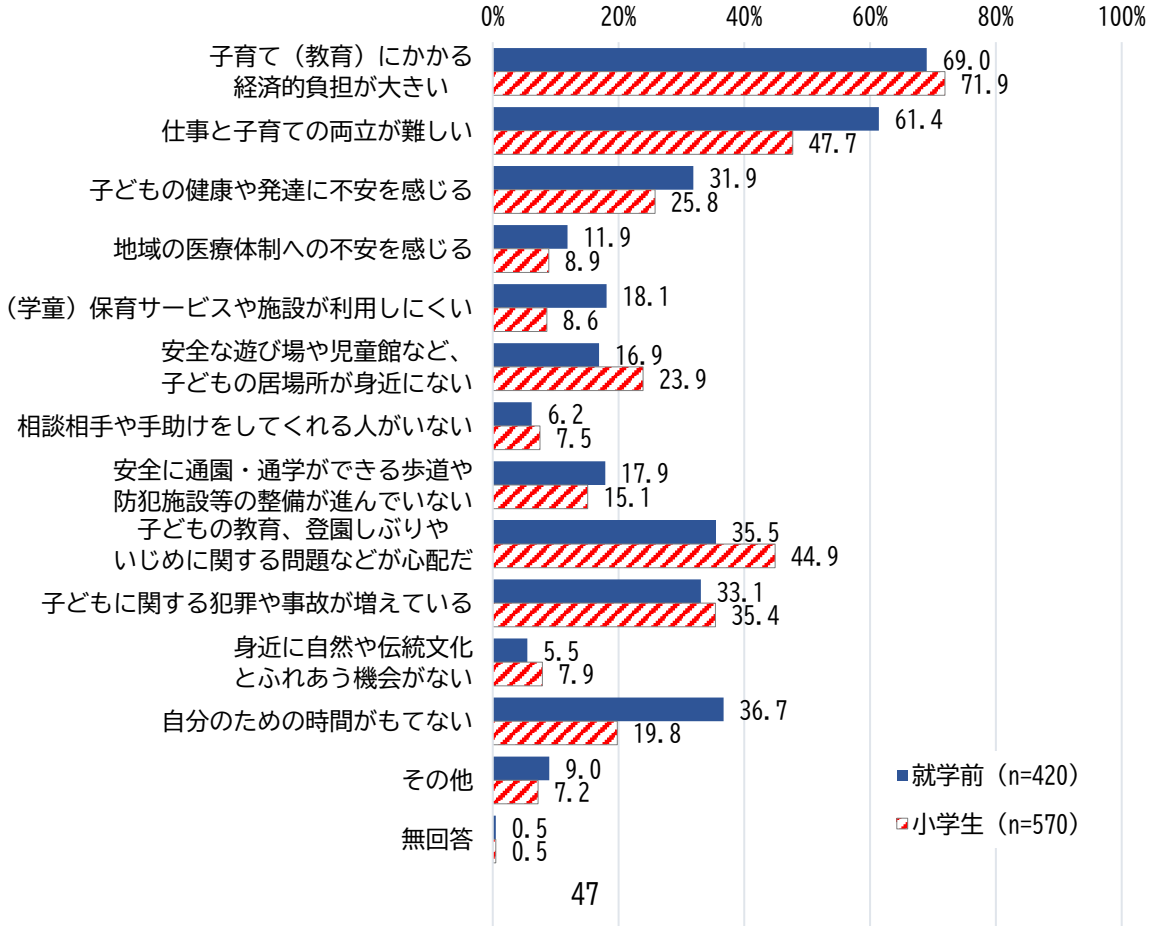

５　本町の現状と課題

社会環境やアンケート調査の結果を踏まえ、本町における子ども・子育て支援の主要課題として、次のことが挙げられます。

（１）子育てに関する不安を払拭する施策の展開

相談先の有無と相手についてアンケート調査では、子育てをする上で気軽に相談できる先として、配偶者やパートナー、親族（祖父母など）がそれぞれ８割程選択されているのに対し、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校の先生の割合は３割強となっています。

今後は、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠から出産、子育て期における切れ目ない支援を行うことが必要です。

また、相談相手がいない人や子どもの預け先がない人への対策（周知やアウトリーチなど）を行い、既存事業へつなげ、また、複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門的に相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うことが求められます。

（２）ニーズに応じた教育・保育施設等の体制整備及び事業の充実

幼稚園の利用率は、減少傾向となっており、概ね定員数を下まわる入所児童数で推移しています。

また、アンケート調査では、利用している定期的な教育・保育事業として、「認可保育所」や「認定こども園」が高くなっています。

保育人材を確保し、教育・保育の質を高めるとともに、多様化する保育ニーズに即した保育の提供が喫緊の課題です。このため、本町における保育ニーズ等を的確に把握し、教育・保育環境の整備に努めていく必要があります。

（３）子どもの居場所づくり

アンケート調査では、小学生保護者が不安や負担を感じる理由の１つとして、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」が２割強ありました。また、小学校就学後の放課後の過ごし方の希望について、低学年のうちは、放課後クラブを選択する人が８割を超え、高学年は４割強となっています。引き続き適切なニーズを把握し、提供体制を整備していく必要があります。

今後、放課後の居場所に対するニーズが更に高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められます。

（４）ヤングケアラーなど支援を必要とする子どもたちへの対応

アンケート調査では、「ヤングケアラー」という言葉を知っているという回答は６割台にとどまっており、「聞いたことはあるが、よく知らない」と、「知らない」を合わせた回答は３割弱となっています。また、ヤングケアラーを把握したときの相談先については、「どのようにしたらいいかわからない」という回答が３割台となっています。まだまだ「ヤングケアラー」という言葉やその存在が十分に周知されていない状況です。

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障がい等の様々な分野が連携することが重要です。また、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進める必要があります。さらに、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーなど支援を必要とする子どもたちの存在に気付き、子どもの負担の軽減につなげることが求められます。

第３章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち

本計画は、第２期子ども・子育て支援事業計画の「保護者が子育ての第一義的責任を持つという基本的認識を前提としつつ、地域全体で子どもと子育て家庭を支える」という考え方を引き継ぎ、これまで取り組んできた施策をより充実したものとします。

また、子ども基本法に基づくこども大綱では、全ての子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本町は、子どもの利益が最大限に尊重される支援に計画的に取り組み、全ての子どもや子どもに関わる全ての人が笑顔で輝けることを理想としています。

このため、第２期計画の基本理念である**“子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち”**を引き続き基本理念とします。

２　基本目標

基本理念“**子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち**”を実現するために、本町では、第２期計画の３つの基本目標を継承し、子どもとその家庭、地域の現在と将来にとって何が最善の利益かを考え、行動を起こすことによって、ウェルビーイングの向上を目指します。

基本目標１

子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います

子どもたちが成長していく中で、豊かな心と体を育みながら、自ら学び、考え、行動することのできる、たくましく生きていく力を養うための支援を目指します。

基本目標２

子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します

子どもの健やかな成長のため、地域の中で、保護者の不安や負担を軽減し、安心して、喜びと生きがいを感じながら子育てができる支援を目指します。

基本目標３

地域全体で子どもや子育て家庭を温かく応援する社会を醸成します

地域社会における一人ひとりが子どもや子育て家庭への関心と理解を深め、地域の様々な活動主体、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、協働し、子どもや子育て家庭を見守り、温かく応援する社会の醸成を目指します。

３　施策体系図

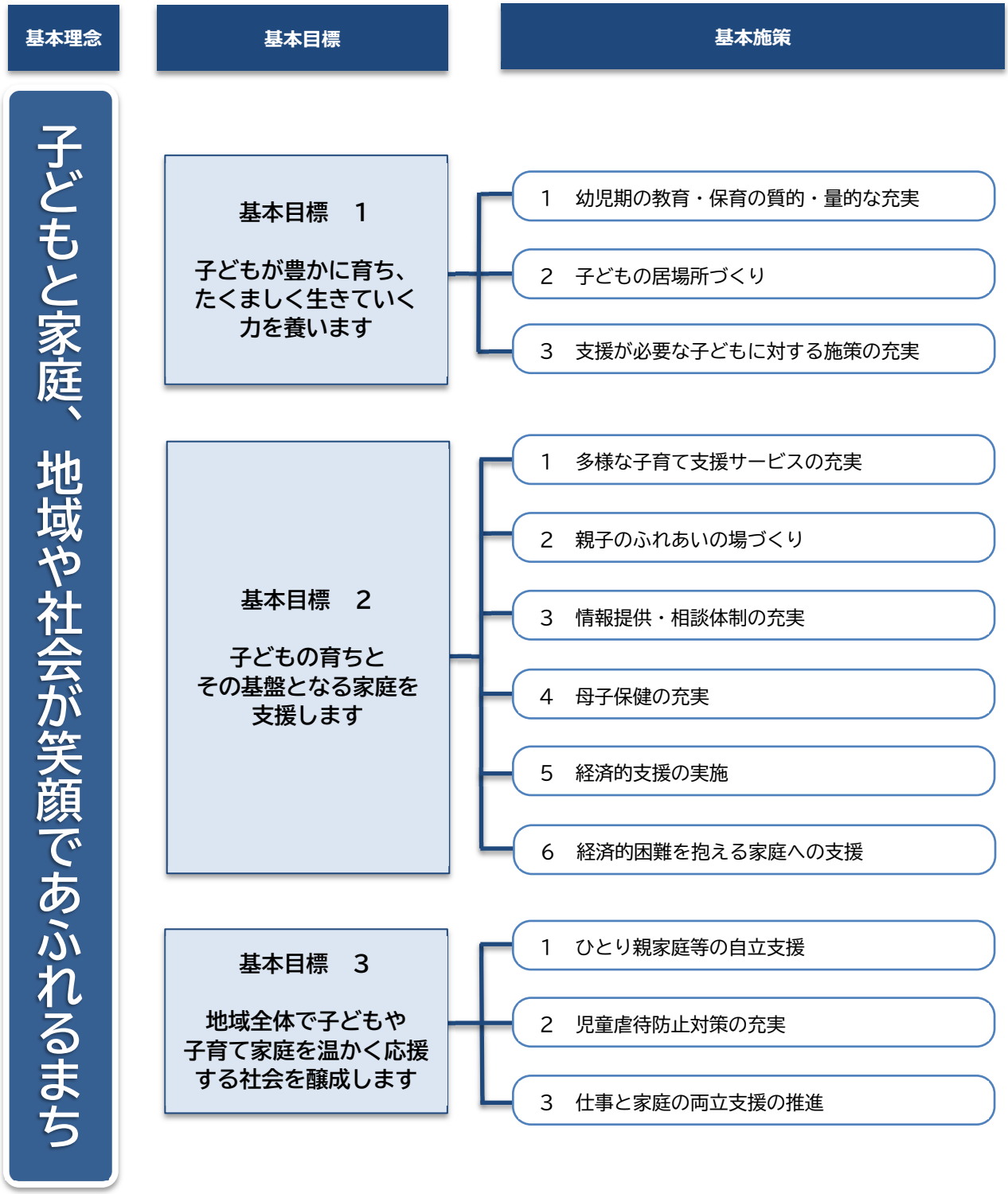
基本理念
基本目標
基本施策
子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち
基本目標　１
子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います
１　幼児期の教育・保育の質的・量的な充実
２　子どもの居場所づくり
３　支援が必要な子どもに対する施策の充実
基本目標　２
子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します
１　多様な子育て支援サービスの充実
２　親子のふれあいの場づくり
３　情報提供・相談体制の充実
４　母子保健の充実
５　経済的支援の実施
６　経済的困難を抱える家庭への支援
基本目標　３
地域全体で子どもや子育て家庭を温かく応援する社会を醸成します
１　ひとり親家庭等の自立支援
２　児童虐待防止対策の充実
３　仕事と家庭の両立支援の推進

第４章
基本施策と取組

第４章　基本施策と取組

基本目標１　子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います

基本施策１　幼児期の教育・保育の質的・量的な充実

子どもや保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者からそれぞれの特性を生かした教育・保育を受けられるよう、提供体制の確保に努めます。

また、幼稚園教諭と保育士の相互理解や専門性の向上を図り、教育・保育の一体的な提供の推進と質の向上に努めます。

さらに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行や幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携体制を整備します。これにより、新しい生活への子どもたちの適応を支援することや、教育に一貫性を持たせることを実現し、保護者が安心できる環境を実現します。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①教育・保育内容の充実	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を啓発し、社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身に着け、人格形成の基礎を培っていけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。 家庭・地域や行政、関係機関との連携や協力体制を更に整え、教育・保育環境の整備を図ります。 教育・保育内容や行事等の見直しを図り、それぞれの施設の実態に応じた教育・保育を展開していきます。 令和８年度から法定事業として開始されるこども誰でも通園制度の開始や町立保育所での土曜日の全日保育の早期実施など、保育ニーズに対応ができるよう提供体制の確保に努めます。
②教育・保育を担う人材の確保と資質向上	教育・保育の安定した提供のために人材の確保に努めるとともに、職員の採用や定着に悩む事業所への支援に努めます。 資質向上のため、教育・保育に関する研修等を実施します。
③幼保小連携等の推進	子どもが安心して就学できるように、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との交流活動の更なる充実を図るとともに、特別支援連携協議会などを通じた情報共有など幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携教育を進めていきます。

基本施策２ 子どもの居場所づくり

アンケート結果から、就学前児童のいる世帯では、小学校高学年になっても、放課後の時間を過ごさせたい場所として放課後児童クラブを選択する割合が半数に達しており、小学生のいる世帯では、長期休業中の利用希望が高くなっています。また、安全な遊び場や子どもの居場所が身近にないと感じる保護者の割合が増えています。このため、放課後児童クラブに対するニーズへの対応に努めるとともに、全ての子どもが放課後や長期休業中に、身近な地域で安全に過ごすことのできる居場所づくり、地域の人と共に様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	３校区ともに放課後児童クラブ専用施設を整備し、定員を拡大しましたが、今後もニーズの高まりが予測されるため、民間活力の導入により安定的運営に努めます。 なお、今後、施設定員に不足が生じる場合には、学校施設等の活用や長期休暇中のみの利用設定などにより待機児童発生抑制に努めます。
②子どもの居場所づくりの推進	児童館や公民館等の公的な施設を活用し、放課後等に子どもたちが安全に過ごすことのできる子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域での異年齢・多世代交流を促進します。 また、地域の方々が指導者やボランティアとして参加し、子どもたちと様々な活動などを実施する放課後子ども教室についても引き続き実施していきます。
③地域での文化活動の支援	地区公民館において、親子や子どもを対象とした事業を充実させます。 また、各行政区で自治公民館活動として行われている地域での伝統行事や交流活動への補助を行い、社会総がかりの視点で地域での子育てを支援します。
④スポーツクラブ	スポーツを通じて子どもの健全育成が図られるよう、スポーツ少年団等の育成に努めるとともに、子どものスポーツ活動の活性化を促進します。 また、主となるスポーツ活動だけでなく、地域の行事や美化活動、奉仕活動などにも積極的に参加していくように促していきます。
⑤放課後等デイサービス	障がいのある子どもたちが、生活能力の向上のための療育や余暇支援などのサービスを受け、放課後や長期休暇中に安心して過ごすことができる場の確保に努めます。
⑥校内サポートルーム	様々な理由から教室に入りづらさを感じている児童・生徒について、欠席の長期化を防ぐとともに、教室復帰に向けて支援を行うサポートルームについて、町内全ての小・中学校への設置を推進します。

基本施策３　支援が必要な子どもに対する施策の充実

アンケート結果から、子育てに不安や負担を感じる理由として、子どもの健康や発達に不安を感じている割合が、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに一定程度を占めています。このため、保健・医療・福祉・教育等の関係各課との密接な連携の下、障がいや疾病等、特別に配慮を要する子どもの支援を推進していきます。また、障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや、障がいの早期発見等のための母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく必要な支援が受けられるようネットワークの構築を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①松前町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との連携及び推進	障がい児支援の一つである保育所等の訪問支援を継続して行っていくなど、障がいや疾患等、特別な配慮を要する子どもへの支援について、松前町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と密に連携し推進していきます。 地域共生社会の実現に向け、障がい児者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、様々な施策を推進します。
②特別な配慮が必要な子どもへの支援の推進	特別な配慮を要する子どもへの支援として、就学前児童を対象とした「児童発達支援」や学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」、その他「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障がい児相談支援」などの利用を推進します。 また、乳幼児健診等を通じ、早期発見や早期支援につなげる取組を推進するとともに、子どもの療育に関する保護者の悩みや不安に寄り添うため、相談支援体制の充実に努めます。
③合理的配慮の啓発・推進	今後も様々な教育・保育施設等における特別な配慮を要する子どもの受入れを推進するとともに、受入れの際の『合理的配慮』について推進していきます。 また、合理的配慮について住民や教職員等への啓発を行うとともに、障がいの特性や障がいのある人への理解促進に努めます。
④特別支援教育の推進	『全ての子どもが障がい等の有無に関わらず同じ場で共に学ぶ』というインクルーシブ教育の理念の推進を図ります。 また、その理念の下、幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校・高校・家庭・福祉・医療・保健等、各関係機関の連携をより一層推進し、地域におけるネットワークを構築するとともに、特別支援教育に対する理解促進を図ります。 さらに、巡回相談や研修会の開催などの事業を通して特別支援教育の充実に努めます。

基本目標２ 子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します

基本施策１ 多様な子育て支援サービスの充実

アンケート結果から、保護者の多様な就労形態や子育て支援ニーズを把握し、就労したい人が安心して育児と仕事を両立できるよう、子育て支援サービスの充実を進めていくことが課題となっています。このため、全ての子育て家庭を支援するため、身近なところで子育て相談が受けられる「利用者支援事業」や一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するための「一時預かり事業」、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」など、地域の様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①時間外保育事業 （延長保育事業）	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、保育所等の11時間の開所時間の始期及び終期の前後に延長保育を実施する事業です。 今後の利用実態を見ながら、実施箇所の増加や受入時間の拡大などを検討します。
②放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） 【再掲】	３校区ともに放課後児童クラブ専用施設を整備し、定員を拡大しましたが、今後もニーズの高まりが予測されるため、民間活力の導入により安定的運営に努めます。 なお、今後、施設定員に不足が生じる場合には、学校施設等の活用や長期休暇中のみの利用設定などにより待機児童発生抑制に努めます。
③地域子育て支援拠点事業	子育て支援の拠点である、松前町総合福祉センター２階「あそびステーション」において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。 保護者のニーズに応えるため、公民館や保育所等に出向いての親子遊びや育児相談、情報提供の機会を充実させます。
④一時預かり事業	保護者の就労、急病、育児疲れの解消など家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かり、必要な保育を提供する事業です。（一般型） また、幼稚園や認定こども園の幼稚園籍の在園児を対象として、教育時間前後や長期休暇中の預かりを行う事業です。（幼稚園型） 今後は、町立保育所で一般型の実施を目指します。
⑤病児保育事業	子どもが病中又は病気回復期のため、保育所等で過ごすことが困難な場合で、保護者が就労等により日中の保育ができないときに、病児保育の専用施設で看護師や保育士が一時的に保育する事業です。 町内施設１か所のほか、広域連携により松山市の施設５か所で利用可能となっており、今後も利用方法やサービスの充実について検討します。

主な取組み	取組みの概要
⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業）	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（利用者）と育児の援助を行いたい人（サポーター）が会員登録をし、センターの連絡・調整により様々な育児の手助けを行い、地域で子育てを助け合う相互互助活動を推進し、仕事と子育ての両立しやすい環境を整えます。 今後もサポーターの資質向上やＤＸ推進などによる利便性向上に努めます。
⑦利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整をするなど、身近な場所で利用者支援をワンストップで行います。 令和７年度から「こども家庭センター」を開設し、母子保健機能中心であった「子育て世代包括支援センター」に児童福祉機能を一体化して引き続き利用者支援事業の充実に努めます。
⑧妊産婦健康診査	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦健康診査受診票を交付し、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中から産後まで、適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 また、里帰り出産等で県外の医療機関を受診した場合にも健診費用の助成を行います。
⑨乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師と保育士が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

基本施策２　親子のふれあいの場づくり

アンケート結果から、子育ての気軽な相談先としては、配偶者や祖父母等の親族、友人や知人の割合が高く、近所の人や民生委員・児童委員、ＮＰＯ等は１割にも達していません。このため、子育て家庭と地域の人や、子育てをする親同士がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の支援・育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど、地域の関係機関の連携強化を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①子育て支援団体の支援・育成	地域で子育てに関する自主的活動をしている子育てサロン団体の活動を今後も継続的に支援します。 また、令和７年度から開設する「こども家庭センター」に子育て中の親子が気軽に集い、交流することができるように子育てサークルの育成・増加を図ります。
②子育て支援ネットワークの充実	各所管との連絡会・協議会・委員会等に継続的に参加し、保育所だけではなく小・中学校等関連機関と情報を共有し、関係者間のネットワークを充実させます。 また、特別支援連携協議会、特別支援教育職員研修、教育相談、巡回相談（幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校）などへの参加により、連携を図ります。

基本施策３　情報提供･相談体制の充実

アンケート結果から、町のホームページの利用意向は半数を超え、町の情報･相談サービス等や町発行の子育て支援情報誌等の利用意向は４割前後と、子育て支援情報等に対する利用意向が高くなっています。また、保育所などでの相談等の利用経験は１割前後ですが、利用意向は２割から３割程度あります。

このため、子育てに関するあらゆる情報が、全ての子育て家庭へ確実に伝わるよう、令和７年度から開設するこども家庭センターを中心として情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①利用者支援事業 【再掲】	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整をするなど、身近な場所で利用者支援をワンストップで行います。 令和７年度から「こども家庭センター」を開設し、母子保健機能中心であった「子育て世代包括支援センター」に児童福祉機能を一体化して引き続き利用者支援事業の充実に努めます。
②地域子育て支援拠点事業 【再掲】	子育て支援の拠点である、松前町総合福祉センター２階「あそびステーション」において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。 保護者のニーズに応えるため、公民館や保育所等に出向いての親子遊びや育児相談、情報提供の機会を充実させます。
③子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報が全ての子育て家庭に確実に伝わるよう、情報発信の機会を捉えて、広報紙、町ホームページ、まさきっ子子育てブック「はぐはぐ」の発行・配布のほか、子育て支援アプリ「はぐなび」の活用やSNSの活用など様々な方法・媒体で情報を提供します。
④相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう、令和７年度から開設する「こども家庭センター」を中心として、教育委員会、福祉課、健康課など、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。 また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。

基本施策４　母子保健の充実

社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされていますが、アンケート結果から、母（父）親学級などの認知度は高いものの、利用経験や利用意向は高いとはいえず、今後も体制や情報提供等の充実を図り、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健サービスの提供などを推進します。

また、妊娠・出産に始まり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援を充実していきます。

（１）安心して出産できる環境の整備

様々な不安や負担を軽減し、子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実などの環境の整備を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①母子健康手帳交付	母と子の大切な健康と育児の記録として、妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。交付の際には、手帳の活用方法や必要な保健指導・相談を行います。 妊娠に関するアンケートを実施し、妊婦の健康面だけでなく精神的、社会的な面や家庭状況、育児支援状況などを把握し、支援が必要な妊婦に対して適切な情報提供を行い、サービスにつなげていきます。
②妊産婦健康診査 【再掲】	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦健康診査受診票を交付し、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中から産後まで、適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 また、里帰り出産等で県外の医療機関を受診した場合にも、健診費用の助成を行います。
③妊婦歯科健康診査	妊婦の口腔の健康管理のため、妊娠届出時に歯科健診受診券を交付し、指定医療機関で健診を実施します。
④両親学級 「マタニティクラブ」	妊婦やパートナーが安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう必要な知識や技術を深める学習機会を設けており、今後も妊婦のニーズに合わせ、内容を検討し実施します。
⑤周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、松山圏域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児の相談体制の充実を図ります。
⑥マタニティマーク配布	妊娠届出の際に配布し、妊婦が身に着けることで周囲が配慮を示しやすくなり、妊婦にやさしい環境づくりを推進します。 また、マタニティマークの普及にも努めます。
⑦不妊治療費等助成事業	妊娠を望む夫婦及び不妊の悩みを持つ夫婦に対し、検査費用や医療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
⑧産後ケア	産後12か月以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援体制の充実に努めます。

（２）健やかに育つための環境の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等の充実や子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、関係機関と連携しながら情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、子どもが病気やケガの際に、安心して対応できるよう、小児医療機関との連携を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①出生届出時保健指導	保健サービスや子育て支援サービスについて紹介を行うとともに、育児や親子の健康について相談を行い、出生児や産婦の情報を出生届出後早期の新生児訪問につなげていきます。また、町外から転入してきた保護者にも分かりやすく個々に合わせた母子保健・子育て支援サービスの提供を行います。
②家庭訪問・未熟児訪問	出生体重　2,500ｇ以下の新生児や希望される方の自宅に保健師・管理栄養士が訪問し、身体測定や発育発達、子育てや健康・栄養の相談を行い、必要な母子保健、子育て支援サービスにつなげます。
③乳幼児健康診査 ・乳児一般(個別・集団)健康診査 ・１歳６か月児(集団)健康診査 ・３歳児(集団)健康診査	乳児一般健康診査受診票を交付するとともに、乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。 また、集団健康診査として６～７か月児・１歳６か月児・３歳児健康診査を実施します。さらに、新生児聴覚検査の助成や、３歳児健康診査でのより精度の高い視覚検査を実施し、視聴覚の異常の早期発見・早期療育につなげます。 今後、５歳児健診や新生児スクリーニング検査費助成の実施を目指します。
④予防接種事業	予防接種法に基づき出生届出時に予防接種手帳の交付を行い、生後２か月から感染症に対する免疫力を付け、発症を防ぐとともに、重症化を防ぎます。 また、県外医療機関での予防接種の助成も行います。
⑤乳幼児健康相談	「にこにこ４か月相談」を毎月実施し、子どもの成長や発達を保護者と共に確認したり、健康管理や育児の仕方など個々に応じた相談・助言を行ったりします。 また、子育てに関わる多職種多機関が事業に参加し、保護者と出会うことで、更に様々な子育て支援サービスにつなげます。
⑥わくわく離乳食スクール	離乳食の進め方について、乳幼児期の食生活を学び、相談できる機会を設けるとともに、託児サービスの実施など、参加しやすいよう工夫します。また、「離乳・授乳の支援ガイド」に沿って、離乳を取り巻く社会環境や子育て世代のニーズも勘案しながら、適切な進め方を検討します。

主な取組み	取組みの概要
⑦育児相談学級	乳幼児健康診査や各種相談事業において、育児支援が必要とされる親子が、各月１回子どもの年齢に応じた親子の関わりや集団での遊びを経験しながら、子どもの成長・発達について相談できる場です。２歳未満までのグループと２歳から就園前までのグループで実施し、必要に応じて、関係機関との連携も図ります。
⑧発達相談・子育て相談	子どものことばや身体の発達についての相談や、子育ての悩みに対する個別相談を行います。発達の確認と個々に応じた助言を行い、必要な支援につなげるとともに、多様化する保護者自身の相談にも応じ、町が実施しているこころの健康相談にもつなげます。
⑨生活習慣病予防対策の推進	「松前町健康づくり計画」に基づいて関係機関が連携し、乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。 また、保護者を対象として健康教育を行います。
⑩食育の推進	「松前町健康づくり計画」に基づいて、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関係団体と連携した取組を推進します。
⑪小児医療との連携	今後も医師会を通じて、近隣の医療機関とのネットワークを充実していきます。 また、夜間休日の救急体制について、出生届出時等に周知を行い、いつでも安心して医療が受けられるよう情報提供を行います。
⑫子育て短期支援	仕事やその他の理由により、子育てにかかる保護者の負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親宅において子どもを預かる事業の実施に努めます。

基本施策５　経済的支援の実施

アンケート結果から、子育てに不安や負担を感じる理由として、就学前児童のいる世帯でも小学生がいる世帯でも、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が最も高くなっています。このため、今後も国の動向を踏まえ、教育費や養育に要する費用、医療費の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①児童手当	児童手当法に基づいて児童を養育している方に児童手当を支給します。制度については、ホームページや広報紙等できめ細かに周知します。
②子ども医療費助成制度	高校生年代まで（18 歳の誕生日後の最初の３月 31 日まで）の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。制度については、ホームページや広報紙等できめ細かに周知します。
③ひとり親家庭医療費助成制度	制度に該当するひとり親家庭等の方の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成するとともに、制度については、ホームページや広報紙等できめ細かに周知します。
④重度心身障がい者医療費助成制度	重度心身障がい者（児）の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成するとともに、ホームページでの周知や、手帳交付時の案内を行います。
⑤自立支援医療（育成医療）給付事業	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確かな治療の効果が期待されるものに医療費の一部を助成するとともに、ホームページ等での広報を行います。
⑥未熟児養育医療給付事業	養育のために病院等に入院することが必要な未熟児に対して、指定養育医療機関における治療に係る医療費の支給を行います。
⑦児童扶養手当	父母の離婚などにより、父と生計を共にしていない児童の母、児童と生計を共にしている父子家庭の父、ほか一定の条件を満たす方に支給される手当で、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙等で周知します。
⑧特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障がいのある児童を監護している父母又は養育している方に支給される手当で、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙等で周知します。
⑨障害児福祉手当	重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に対して支給される手当で、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙等で周知します。
⑩母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付けで、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙等で周知します。

主な取組み	取組みの概要
⑪第２子以降の保育料無償化等支援	経済的な理由で第２子以降の出産を諦めることがないよう、第２子以降の保育料を無償化します。また、認可外保育施設に通う第２子以降の保育料について、一定の補助を行います。
⑫第２子以降の児童発達支援事業等無償化	児童発達支援事業等を利用する第２子以降の保護者の自己負担を無償化し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。
⑬出産・子育て応援	国の制度に基づき、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、面談やアンケートにより個々のニーズを把握して、支援を行う伴走型支援を行うとともに、出産・子育て応援金の支給により経済的支援を行います。
⑭おむつ券交付	安心して子どもを育てることができる環境づくりのために、満１歳未満の子どもの保護者に対して紙おむつ券を交付します。 第１子については町独自事業として、第２子以降については県内協賛企業と県との連携事業として、それぞれ実施しています。
⑮その他の経済的支援	経済的な理由で出産・子育てを諦めることのないよう、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、県との連携事業を実施することで、安心して子育てのできる環境づくりに努めます。

基本施策６　経済的困難を抱える家庭への支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な困難を抱える家庭に対しては、関係機関と連携しながら、個々の家庭が抱える課題に対応し、支援を必要とする家庭に確実に支援が届く環境整備を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①実費徴収に係る補足給付	新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯等の子どもの副食費を補足給付します。
②就学援助	経済的な理由で就学費用の負担が難しい家庭に対して、学用品費や校外活動費など就学に関わる費用の一部を援助します。
③スクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用しながら、それぞれの家庭に寄り添った支援を行います。
④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	３校区ともに放課後児童クラブ専用施設を整備し、定員を拡大しましたが、今後もニーズの高まりが予測されるため、民間活力の導入により安定的運営に努めます。 なお、今後、施設定員に不足が生じる場合には、学校施設等の活用や長期休暇中のみの利用設定などにより待機児童発生抑制に努めます。
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭（所得税が課税されている家庭を除く。）に対し、子どもが20歳までの間は、医療費の一部を助成するひとり親家庭医療費助成を実施するほか、愛媛県等関係機関が実施するひとり親家庭への支援制度を周知します。

基本目標３　地域全体で子どもや子育て家庭を温かく応援する社会を醸成します

基本施策１　ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭においては、経済的な面だけでなく、生活の様々な面で不安定な状況にある家庭も多いものと考えられます。ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針等の定めるところにより、子育て・生活に関する支援や就業・経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	ひとり親家庭等の相談に対応するほか、広報紙や町ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関連する課や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。
②ひとり親家庭医療費助成制度【再掲】	制度に該当するひとり親家庭等の方の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成するとともに、制度については、ホームページや広報等できめ細かに周知します。
③母子父子寡婦福祉資金【再掲】	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付けで、町の窓口で相談・受付・進達を行うとともに、広報紙で周知します。
④就業支援の啓発	ハローワーク等が発信する情報を紹介し、啓発に努めるとともに、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携や広報紙等での周知に努めます。

基本施策２　児童虐待防止対策の充実

アンケート結果から、半数程度の世帯が子育てについて不安や負担を感じています。こうした不安や負担が児童虐待につながることのないよう、養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど、虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

また、家族の疾病や経済的な困窮など養育環境に課題がある家庭で育つことで困難や課題を抱える子どもが存在することから、実態を把握し、子どもの意向に寄り添いながら支援体制を構築する必要があります。

行政、児童相談所、警察、各種団体など地域の関係機関が連携し、早期発見・早期対応など切れ目のない総合的な支援が必要であるため、松前町要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能強化を図ります。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報（どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等）の周知を広報紙で図ります。 また、ヤングケアラーは自らがヤングケアラーだと相談をしてくるケースは多くなく、関係者が「気付く」ことが必要であるため、ヤングケアラーに関する情報の周知に努めます。
②早期発見・早期対応	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査、家庭訪問等を通して、虐待のハイリスク者の把握と育児支援など早期発見、早期対応に努めます。 また、ヤングケアラーに関する実態の把握に努め、本人及びケアを受ける側の家族の考えや思いにも寄り添いながら、家族全体を見る視点で支援できるよう努めます。
③子ども・家庭相談支援窓口	虐待を含む様々な育児相談やヤングケアラーに関する通報に対して、行政の窓口を明確にし、関係機関が連携しながら、早急に対応できるように努めます。
④関係機関の連携	「松前町要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るとともに、代表者会議・実務者会議を定期的に実施し、関係機関と情報共有・連携を図ります。
⑤養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）などを通じて把握された養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施ができる家庭環境づくりに努めます。
⑥子育て世帯訪問支援	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅へ訪問支援員を派遣し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりの未然防止に努めます。

主な取組み	取組みの概要
⑦子育て短期支援 【再掲】	仕事やその他の理由により、子育てにかかる保護者の負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親宅において子どもを預かる事業の実施に努めます。
⑧児童育成支援拠点	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うなど、子どもに応じた支援を包括的に行う事業の実施に努めます。
⑨親子関係形成支援	親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対して講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて情報提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相談や情報交換ができる場の提供などの事業の実施に努めます。

基本施策３　仕事と家庭の両立支援の推進

アンケート結果から、子育てに不安や負担を感じる理由として、「仕事と子育ての両立が難しい」が、特に小学生のいる世帯で高くなっています。このため、全ての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めます。

また、育児休業を「取得した（取得中である）」母親は５割台、父親は１割程度と、５年前のアンケート結果と比較して育児休業の取得が進んではいますが、今後も、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

（１）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を職場に浸透させ、男女が共に子育てと仕事の両立が可能な職場環境づくりを推進するよう、企業への啓発に取り組んでいきます。

また、「男女共同参画計画　まさき」に基づき、男女が共に性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取組を進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の実現を目指し、取り組んでいきます。

■主な具体的施策・事業

主な取組み	取組みの概要
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、ポスターやリーフレットを掲示・設置し、労働者、事業主、住民等への意識啓発を図ります。
②働き方の見直しに関する意識啓発	父親・母親共に職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスの取れた働き方やライフスタイルを考えることができるようポスターやリーフレットを掲示・設置し、意識の啓発を図ります。
③各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、ポスターやリーフレットを掲示・設置し、普及啓発を図ります。

（２）産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう、計画的に提供体制を整備します。これらの取組に当たっては、０歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則１歳到達時）から利用を希望する保護者に対し、希望時期から質の高い保育を提供するよう努めます。

また、令和７年度から開設するこども家庭センターにおいて実施する利用者支援事業の更なる周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努め、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実を図ります。

【対象年齢別事業一覧】

<table>
<tr><th rowspan="2">施策</th><th rowspan="2">妊婦</th><th colspan="6">就学前児童</th></tr>
<tr><th>0歳</th><th>1歳</th><th>2歳</th><th>3歳</th><th>4歳</th><th>5歳</th></tr>
<tr><td rowspan="4">幼児期の教育・保育の質的・量的な充実</td><td rowspan="4"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3">幼稚園</td></tr>
<tr><td colspan="6">保育所（園）</td></tr>
<tr><td colspan="6">認定こども園</td></tr>
<tr><td colspan="3">地域型保育事業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>子どもの居場所づくり</td><td></td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">支援が必要な子どもに対する施策の充実</td><td rowspan="2"></td><td colspan="6">児童発達支援</td></tr>
<tr><td colspan="6">保育所等訪問支援</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3">特別支援教育</td></tr>
<tr><td rowspan="10">多様な子育て支援サービスの充実</td><td rowspan="6"></td><td colspan="6">時間外保育事業（延長保育事業）</td></tr>
<tr><td colspan="6">子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）</td></tr>
<tr><td colspan="6">地域子育て支援拠点事業</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">一時預かり事業（幼稚園型）</td></tr>
<tr><td colspan="6">一時預かり事業（その他）</td></tr>
<tr><td colspan="6">病児保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="6">子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</td></tr>
<tr><td colspan="6">利用者支援事業</td></tr>
<tr><td>妊産婦健康診査</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td>乳児家庭全戸訪問事業</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業</td></tr>
<tr><td>親子のふれあいの場づくり</td><td></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">母子保健の充実</td><td>母子健康手帳交付事業</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td>出生届時保健指導事業</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>妊婦歯科健康診査</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td>未熟児訪問</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">家庭訪問</td></tr>
<tr><td>両親学級「マタニティクラブ」</td><td colspan="3">乳幼児健康診査</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>マタニティマーク配布</td><td colspan="5">予防接種事業（種類によって接種できる年齢等が異なります。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>わくわく離乳食スクール</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">育児相談学級</td></tr>
<tr><td colspan="6">発達相談・子育て相談</td></tr>
<tr><td colspan="6">生活習慣病予防対策・食育</td></tr>
<tr><td rowspan="11">経済的支援の実施</td><td rowspan="11"></td><td colspan="6">児童手当</td></tr>
<tr><td colspan="6">子ども医療費助成制度</td></tr>
<tr><td colspan="6">ひとり親家庭医療費助成制度</td></tr>
<tr><td colspan="6">重度心身障がい者医療費助成制度</td></tr>
<tr><td colspan="6">自立支援医療（育成医療）給付事業</td></tr>
<tr><td>未熟児養育医療給付事業</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">児童扶養手当</td></tr>
<tr><td colspan="6">特別児童扶養手当</td></tr>
<tr><td colspan="6">障害児福祉手当</td></tr>
<tr><td colspan="6">母子父子寡婦福祉資金</td></tr>
<tr><td>ひとり親家庭等の自立支援</td><td></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>児童虐待防止対策の充実</td><td colspan="6">虐待防止ネットワーク</td></tr>
</table>

小学生	中学生	高校生	子育て家庭
放課後児童健全育成事業			
放課後子ども教室			
文化・スポーツ活動			
放課後等デイサービス			
保育所等訪問支援			
特別支援教育			
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）			
地域子育て支援拠点事業			
病児保育事業			
子育て援助活動支援事業			
利用者支援事業			
養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業			
			子育て支援団体の支援・育成
家庭訪問			
予防接種事業（種類によって接種できる年齢等が異なります。）			
発達相談・子育て相談			
生活習慣病予防対策・食育			
児童手当			
子ども医療費助成制度			
ひとり親家庭医療費助成制度（20歳未満）			
重度心身障がい者医療費助成制度（障がい者手帳資格があるまで）			
自立支援医療（育成医療）給付事業（18歳の誕生日前日まで）			
児童扶養手当（18歳に達した最初の３月31日まで、障がいがある場合は20歳未満）			
特別児童扶養手当（20歳未満）			
障害児福祉手当（20歳未満）			
母子父子寡婦福祉資金（20歳未満）			
			相談・情報提供
			就業支援の啓発
虐待防止ネットワーク			

第５章

量（利用）の見込みと確保方策

第５章　量（利用）の見込みと確保方策

１　量の見込みと事業の提供区域の設定

（１）量の見込み

国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和７年度を初年度とする５年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。

本町においても、アンケート調査を基に量（利用）の見込みを算出していますが、国の方針の中で、市町村における議論を踏まえて、より効果的・効率的な方法により算出することを妨げるものではないとされていることから、算出した利用の見込みを基に、実績を踏まえて補正を行い、最終的な量（利用）の見込みを設定しています。

（２）事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

その際に教育・保育提供区域は、地域型保育事業などの認可の際に行われる需給調整の判断基準となる事を踏まえて設定する必要があります。

本町では、第３期計画においても引き続き、「教育・保育」「地域子ども子育て支援事業」共に町全域を１区域と設定します。

２　教育・保育事業

（１）保育の必要性の認定について

子ども･子育て支援法では、就学前教育･保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、町が客観的基準に基づき、保育の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっており、認定区分は次の３つです。

区分	対象	
１号認定	３～５歳	教育を希望する子ども（保育の必要性がない子ども）
２号認定	３～５歳	保育の必要な事由※に該当する子ども（保育を必要とする子ども）
３号認定	０～２歳	保育の必要な事由※に該当する子ども（保育を必要とする子ども）

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やＤＶのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

（２）幼児期の学校教育・保育の利用の見込み及び確保方策の区分について

幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず、希望者は利用できることになっています。保護者が共働きであっても幼稚園の希望はあることから、２号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込みます。

３号認定については、第１期、第２期計画において１･２歳をまとめて集計していましたが、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などの状況をみると１歳児と２歳児の保育ニーズに差異がみられることから、より正確なニーズ把握を可能とするため１歳児と２歳児をそれぞれ分けて量を見込みます。

区分	対象		該当する施設
１号認定	３～５歳	教育を希望している子ども	幼稚園・認定こども園
２号認定	３～５歳	保育の必要な事由に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	幼稚園・認定こども園
		保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園
３号認定	０～２歳	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園 ・地域型保育

（３）利用の見込みと確保の内容

①３歳以上の子ども

令和６年度現在、町内の幼稚園・認定こども園（幼稚園）の３～５歳定員数は、400人、保育所・認定こども園（保育所）の３～５歳定員数は、396 人です。

■【教育を希望する子ども】　１号認定＋２号認定（幼稚園）

		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
３～５歳の推計人口		人	702	700	701	677	644	616
①利用の見込	１号認定	人	190	166	136	130	117	113
	２号認定（うち幼稚園希望）	人	130	123	116	117	115	123
	①計	人	320	289	252	247	232	236
②確保の内容	幼稚園・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	400	390	390	390	390	390
		か所	4	4	4	4	4	4
	確認を受けない幼稚園	人						
		か所						
	②計	人	400	390	390	390	390	390
差②―①		人	80	101	138	143	158	154

※令和６年度は４月１日現在

【確保の方策】

１号認定及び２号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者のニーズに対しては、現状の幼稚園及び認定こども園の教育部分の体制において確保できる見込みです。

■【保育を希望する子ども】　２号認定（保育所）

		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
３～５歳の推計人口		人	673	700	701	677	644	616
①利用の見込　２号認定（保育所）		人	349	402	440	421	403	371
②確保の内容	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	396	426	426	426	426	426
		か所	8	9	9	9	9	9
	企業主導型保育施設	人						
		か所						
	②計	人	396	426	426	426	426	426
差②―①		人	47	24	−14	5	23	55

※令和６年度は４月１日現在

【確保の方策】

２号認定のうち保育所の利用希望に対しては、令和８年度に定員を上回る利用が見込まれますが、その後は対象年齢の児童数の減少が予測され、現状の定員を上回る保育利用が見込まれることはありません。このため、新たな施設整備を検討するのではなく、状況によって認定こども園における１号の定員と２号の定員の配分を変更するなどして提供体制を整えることとします。

②３歳未満の子ども

令和６年度現在、町内の保育所・認定こども園・地域型事業所の定員は、０歳が 53 人、１歳が 112 人、２歳が 228 人です。

■【０歳児】３号認定

		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳の推計人口		人	168	167	166	164	164	162
①利用の見込　３号認定（０歳児）		人	26	28	29	29	30	31
②確保の内容	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	48	48	48	48	48	48
		か所	8	8	8	8	8	8
	地域型保育事業	人	5	5	5	5	5	5
		か所	1	1	1	1	1	1
	企業主導型保育施設	人						
		か所						
	②計	人	53	53	53	53	53	53
差②―①		人	27	25	24	24	23	22

※令和６年度は４月１日現在

【確保の方策】

３号認定（０歳）は、保育所・認定こども園・地域型保育事業所と合わせて 53 人分の定員に対して利用の見込みは毎年度下まわる見込みです。

しかし、現実的には保育士の確保が十分ではなく、年度の途中に０歳児の受入れはできない状態が続いています。

■【１歳児】３号認定

		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
１歳の推計人口		人	202	180	178	176	174	174
①利用の見込　３号認定（１歳児）		人	123	98	100	102	104	107
②確保の内容	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	105	105	105	105	105	105
		か所	8	8	8	8	8	8
	地域型保育事業	人	7	7	7	7	7	7
		か所	1	1	1	1	1	1
	企業主導型保育施設	人						
		か所						
	②計	人	112	112	112	112	112	112
差②―①		人	-11	14	12	10	8	5

※令和６年度は４月１日現在

■【２歳児】３号認定

		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
２歳の推計人口		人	225	217	194	192	190	188
①利用の見込　３号認定（２歳児）		人	130	144	111	113	116	118
②確保の内容	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）	人	121	121	121	121	121	121
		か所	8	8	8	8	8	8
	地域型保育事業	人	7	7	7	7	7	7
		か所	1	1	1	1	1	1
	企業主導型保育施設	人						
		か所						
	②計	人	128	128	128	128	128	128
差②―①		人	-2	-16	17	15	12	10

※令和６年度は４月１日現在

【確保の方策】

３号認定のうち、１歳児の利用見込みについては、現状の提供体制において確保できる見込みです。２歳児の利用見込みにつては、令和７年度に定員を上回る利用が見込まれますが、その後は、対象年齢の児童数の減少が予測され、現状の定員を上回る保育利用が見込まれることはありません。

このため、新たな施設整備を検討するのではなく、保育の最低基準を満たすことを前提に認可定員を超過して入所させる「定員弾力化」により待機児童の発生を抑制できるよう努めます。

【２号・３号共通の保育士確保について】

- 計画的な職員採用により保育士の増員を図ります。
- 公立保育所の保育士確保だけでなく、職員の採用や定着に悩む町内事業所への支援に努めます。
- 保育士の待遇改善や働き方改革に努めます。
- 施設の清掃等、保育士をサポートする保育所補助員を雇用し、保育士の負担軽減を図ります。
- 資質向上のため、教育・保育に関する研修等を実施します。
- 登降園システムの導入等ＩＣＴ化を図り、保育士の負担軽減を図ります。
- 愛媛県主催の保育関係者交流セミナーなどに積極的に参加し、就職や転職希望者の保育士確保に努めます。
- 愛媛県が設置する待機児童対策協議会に参加し、保育士確保施策に関する協議を行い、保育人材の確保・資質向上に努めます。
- 保育士の資質向上を目的とする職務に応じた各分野の研修受講の機会を計画的に設けて、キャリアアップを図ります。
- 新任保育士の保育スキル向上などの相談・支援ができる体制づくりを検討します。

３　地域子ども・子育て支援事業

（１）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

保育所等において、開所時間の始期及び終期の前後に、通常の利用時間以外の時間において保育を行い、保育需要への対応の推進を図る事業です。

令和６年度現在実施施設：松前ひまわり保育所、白鶴保育所
エンゼル幼稚園、コモドまさき園

【利用の見込みと提供体制の確保の内容】

	単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	人		66	65	64	62	61
②確保の内容	人	51	66	65	64	62	61
	か所	4	5	5	5	5	5
差②―①	人		0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和７年度からは認定こども園となる「まさき幼稚園」においても実施します。
また、利用実態を見ながら、提供体制について検討します。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

令和６年度現在実施施設：松前小学校放課後児童クラブ　（定員 200 人）
北伊予小学校放課後児童クラブ　（定員 120 人）
岡田小学校放課後児童クラブ　（定員 160 人）

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
低学年の利用見込	6～8歳の推計人口	人	800	792	749	732	731	732
	１年生	人	128	131	131	136	147	148
	２年生	人	124	129	130	130	136	146
	３年生	人	110	111	116	117	117	122
	低学年　計	人	362	371	377	383	400	416
高学年の利用見込	9～11 歳の推計人口	人	879	841	828	820	809	766
	４年生	人	64	86	87	90	91	91
	５年生	人	57	51	66	67	70	70
	６年生	人	22	34	30	39	40	41
	高学年　計	人	143	171	183	196	201	202
①利用の見込 計		人	505	542	560	579	601	618
②確保の内容		支援単位	12	12	12	12	12	12
		人	480	480	480	480	480	480
差②―①		人		−62	−80	−99	−121	−138

【確保の方策】

令和７年４月から、民間活力を導入し、安定した放課後児童クラブの運営に努めます。

子どもたちが安全・安心な環境で放課後を過すことができるよう、学校施設をはじめ、学校周辺の公共施設の利活用を検討し、提供体制の確保に努めます。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等、児童の保護が必要となった場合に、児童養護施設や里親宅など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

町内には児童養護施設等がなく、令和６年度現在、事業を実施していません。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用の見込	人	13	13	13	13	13
②確保の内容	人	13	13	13	13	13
	か所	3	3	3	3	3
差②―①	人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

本事業は、不定期に利用される事業であるため、今後の動向を予測することは困難な状況ですが、里親委託制度の導入を図り、子育て家庭が利用できる環境を整えます。

（４）子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業内容】

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合その他の緊急の場合に、児童養護施設や里親宅など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

町内には児童養護施設等がなく、令和６年度現在、事業を実施していません。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用の見込	人	2	2	2	2	2
②確保の内容	人	2	2	2	2	2
	か所	3	3	3	3	3
差②―①	人	0	0	0	0	0

【確保の方策】

本事業は、不定期に利用される事業であるため、今後の動向を予測することは困難な状況ですが、里親委託制度の導入を図り、子育て家庭が利用できる環境を整えます。

（５）地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近なところで、乳幼児とその保護者が交流できる場所を開設し、育児負担の軽減と育児不安の解消を目的とした事業です。

令和６年度現在、松前町総合福祉センター２階において子育て中の親子の交流、サークル活動、育児相談等を行っています。

また、公民館や保育所などに出向き、親子遊びの提供や子育て相談を定期的に行っています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	令和 ６年度 （実績見込）	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用の見込	人日		6,000	5,743	5,530	5,480	5,541
②確保の内容	人日	5,981	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	か所	1	1	1	1	1	1
差②―①	人日		0	0	0	0	0

【確保の方策】

保護者同伴での利用であり、定員等の設定はありません。

自由に親子が利用できる「あそびステーション」の利用日を確保しつつ、サークル内容等を検討し、魅力あるサークル運営を実施し、利用者増を図ります。

今後も保育所等に出向いて実施する親子遊びや育児相談、情報提供の機会を充実させます。

（６）一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものに区分されます。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、幼稚園における教育時間の前後や長期休暇期間中などに在園児を預かる事業です。

令和６年度現在実施施設：青葉幼稚園、エンゼル幼稚園、コモドまさき園、松前幼稚園

その他の一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。

令和６年度現在実施施設：エンゼル幼稚園

①一時預かり事業（幼稚園型）※在園児対象

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	１号認定による利用	人日		1,366	1,368	1,321	1,257	1,202
	２号認定による利用	人日		13,534	13,553	13,090	12,453	11,912
	①計	人日		14,900	14,921	14,411	13,710	13,114
②確保の内容		人日	16,700	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400
		か所	4	4	4	4	4	4
差②―①		人日		6,500	6,479	6,989	7,690	8,286

【確保の方策】

現在の提供体制でニーズ量を確保できる見通しです。

令和６年度から松前幼稚園で一時預かり事業（幼稚園型）の実施を開始しました。令和７年度からは幼稚園型認定こども園に移行し、引き続き実施します。

②一時預かり事業（一般型）

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	一時預かり事業（一般型）	人日		570	559	546	529	515
	ファミリー・サポート・センター事業	人日		1,300	1,275	1,245	1,207	1,175
	①計	人日		1,870	1,834	1,791	1,736	1,690
②確保の内容	一時預かり事業（一般型）	人日	565	550	550	550	550	550
		か所	1	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業	人日	1,284	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
		か所	1	1	1	1	1	1
	②計	人日	1,849	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
差②―①		人日		30	66	109	164	210

【確保の方策】

保育所での一時預かり事業について、利用者の利便性や公立・私立のバランスを考慮して、保育士の確保に努め、公立保育所での実施を目指します。

ファミリー・サポート・センター事業について、０・１歳の利用件数と１件当たりの利用時間の増加や夜間預かりのニーズの増加の傾向が見受けられるため、引き続き利用ニーズへの対応に努めます。

（７）病児保育事業

【事業内容】

病気中や病気の回復期などで保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合で家庭での保育が困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を行う事業です。

令和６年度現在実施施設：キッズハウス

松山市との協定により、松山市が委託している医療機関５か所での利用が可能です。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	病児・病後児対応型	人日		280	280	280	280	280
	ファミリー・サポート・センター事業	人日		10	10	10	10	10
	①計	人日		290	290	290	290	290
②確保の内容	病児・病後児対応型	人日	285	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		か所	1	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業	人日	10	10	10	10	10	10
		か所	1	1	1	1	1	1
	②計	人日	295	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
差②―①		人日		820	820	820	820	820

【確保の方策】

現在の提供体制でニーズ量を確保できる見通しです。

実施施設においては、感染症の流行時期等には定員以上のニーズがあります。

ファミリー・サポート・センター事業での柔軟な受入れにより確保に努めます。

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（利用者）と育児の援助を行いたい人（サポーター）が会員登録をし、センターの連絡･調整により様々な育児の手助けを行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業）の利用の見込みについては、就学前児童（０～５歳）分は前述の「一時預かり事業(一般型)」として見込み、就学児（６～11 歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を見込んでいます。

サポーターの増員に努め、効果も得られていますが、それ以上に利用件数や１件当たりの利用時間が増加している傾向です。

利用者からの急な依頼も増え、日程調整に苦慮することもありますが、今後も多様なニーズに対応していくために、サポーターの養成や資質向上に努めます。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	人		1,050	1,099	993	986	959
②確保の内容	人	1,044	1,050	1,099	993	986	959
	か所	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も利用者の利用増とサポーターの増員に努めるとともに、ＤＸ推進など利便性向上に努めます。

サポーターの資質向上のため、サポーター同士が学び合う場や講座の充実を図ります。

（９）利用者支援事業

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

令和６年度現在、松前町では子育て世代包括支援センターにおいて、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」と、保健師等が妊娠期から子育て期にわたり、母子保健や育児に関する相談に応じ、情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」を一体的に実施しています。

関係法令の改正を受け、事業内容を更新します。

【確保】

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	基本型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所					
	妊婦等包括相談支援事業型	か所					
	特定型	か所					

【確保の方策】

令和７年４月から「こども家庭センター」を開設し、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ組織として運用を開始します。

こども家庭センターでは、利用者支援事業のうち「基本型」、「こども家庭センター型」及び「妊婦等包括相談支援事業型」を一体的に実施します。

今後も、相談体制の充実を図り、庁内関係各課や関係機関との調整を図り、地域資源の開拓や新たな機関との連携に努めます。

（10）妊産婦健康診査

【事業内容】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、県内医療機関へ委託し、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

また、里帰り出産のため、県外で妊産婦健診を受診した方に対しても、公費負担分の償還払いを行います。

安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊産婦健康診査も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置付けられています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	回		2,004	1,992	1,968	1,968	1,944
②確保の内容（受診回数）	回	2,011	2,004	1,992	1,968	1,968	1,944
差②―①	回		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も健診受診券交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診を促していきます。

「松前町健康づくり計画」も参考にしながら、妊娠中からの規則正しい生活習慣や食生活の啓発、健診の必要性や重要性の周知に努めます。

（11）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	人		167	166	164	164	162
②確保の内容（訪問回数）	人	155	167	166	164	164	162
差②―①	人		0	0	0	0	0

【確保の方策】

対象乳児を把握し、保護者との日程調整の上、今後も保育士、保健師の２人体制で訪問を実施し、全対象児童の訪問に努めていきます。

（12）養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して保健師などの専門職がその居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

令和６年４月の児童福祉法改正により、専門職による相談等に特化された事業となり、令和４年度まで養育に関する指導助言に加えて実施されていたヘルパー等の派遣による家事・育児支援は、子育て世帯訪問支援事業として実施されるようになりました。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	家庭数	件		10	10	10	10	10
	訪問回数	回		120	120	120	120	120
②確保の内容	家庭数	件	3	10	10	10	10	10
	訪問回数	回	35	120	120	120	120	120
差②―①（訪問回数）		回		0	0	0	0	0

【確保の方策】

養育支援訪問事業は、令和７年４月に開設される「こども家庭センター」に所属する専門職が実施します。

（13）子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対してヘルパー等を派遣し、家事・育児支援のことで、令和６年４月の制度改正まで養育支援訪問事業として実施されていました。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	家庭数	件		5	5	5	5	5
	訪問回数	回		25	25	25	25	25
②確保の内容	家庭数	件	2	5	5	5	5	5
	訪問回数	回	10	25	25	25	25	25
差②―①（訪問回数）		回		0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て世帯訪問支援事業は、令和７年４月に開設される「こども家庭センター」が研修を受けたヘルパー等派遣事業所と委託契約を締結し、実施します。

（14）子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【事業内容】

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【確保の方策】

要保護児童対策地域協議会と連携して対応するとともに、関係職員の専門性と関係機関相互連携の強化を図ります。

（15）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

低所得で生活が困難である者の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費の一部を補助する事業です。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	令和６年度（実績見込）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	人		60	60	58	56	54
②確保の内容	人	56	60	60	58	56	54
差②―①	人		0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴い、給食費（副材料費）の取扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。それに伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得世帯に対し、１号認定の低所得世帯と同様の負担軽減となるよう、実費徴収された給食費（副材料費）を助成しています。

（16）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。

【確保の方策】

町のニーズや整備状況を民間事業者へ情報提供することとし、事業の実施について検討します。

（17）乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

【事業内容】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

令和７年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和８年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳の推計人口	人	167	166	164	164	162
①利用の見込	人		3	3	8	8
②確保の内容	人		3	3	8	8
差②―①	人		0	0	0	0

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
１歳の推計人口	人	180	178	176	174	174
①利用の見込	人		2	2	4	4
②確保の内容	人		2	2	4	4
差②―①	人		0	0	0	0

	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
２歳の推計人口	人	217	194	192	190	188
①利用の見込	人		2	2	5	4
②確保の内容	人		2	2	5	4
差②―①	人		0	0	0	0

【確保の方策】

今後示される認可に関する基準や給付費単価等を確認した後に、町内で事業実施事業者を募り、提供体制を確保する予定です。

（18）産後ケア事業

【事業内容】

産後に安心して子育てができるように、産後 12 か月以内の母親と赤ちゃんを対象に、身体的な回復のための支援や育児の指導、母親への心理的支援を病院等で受けることができる事業です。ケアの種類には宿泊（ショートステイ）・通所（デイサービス）・訪問（アウトリーチ）があります。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①利用の見込	人数	人	25	25	25	25	25
	宿泊	回	31	31	31	31	31
	通所	回	21	21	21	21	21
	訪問	回	12	12	12	12	12
	計	回	64	64	64	64	64
②確保の内容	人数	人	25	25	25	25	25
	宿泊	回	31	31	31	31	31
	通所	回	21	21	21	21	21
	訪問	回	12	12	12	12	12
	計	回	64	64	64	64	64
差②―①		回	0	0	0	0	0

【確保の方策】

産後ケアが必要な対象者が適切に利用できるよう周知を行うとともに、事業の委託先を確保します。

（19）児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える児童に対して居場所を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供することに加え、家庭が抱える課題を解決するため、保護者への相談支援や関係機関との連絡調整を行い、子どもの最善の利益の保持と健全な育成を図る事業です。

【確保の方策】

令和６年４月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業です。事業実施について検討します。

（20）親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、ロールプレイ等を通じて親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【確保の方策】

令和６年４月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業です。事業実施について検討します。

第６章
計画の推進体制

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、計画の立案（Plan）、実施（Do）だけではなく、設定した目標の達成状況などについて、適切に評価（Check）し、改善（Action）を行っていくことが重要です。

このため、毎年度、計画の進捗状況を把握するとともに、「松前町子ども・子育て会議」に報告し、実施状況の点検及び評価を受けることとします。

また、より住民ニーズに合致した施策展開が図られるよう、実際の事業利用実態などを踏まえ、必要に応じて目標事業量の見直しなどを行います。

資料編

資料編

1　松前町子ども・子育て会議条例

平成２５年９月３０日
条例第３２号
（令和５年４月１日施行）

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項の規定に基づき、松前町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）　法第７２条第１項各号に掲げる事務の処理に関すること。
（２）　前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員１５人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
（１）　法第６条第２項の保護者
（２）　法第７条第１項の子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
（３）　子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者
（４）　その他町長が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任することができる。
（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席等）
第７条　子ども・子育て会議は、審議のため必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（招集の特例）
２　この条例の施行後最初に開催される会議及び委員の任期満了に伴い新たに組織された子ども・子育て会議の最初に開催される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。
（松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和５年３月３０日条例第８号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

2　松前町子ども・子育て会議委員名簿

令和６年度現在、敬称略

区分	所属	役職	氏名
保護者 （条例第３条第２項第１号）	松前幼稚園 PTA	役員	伊東　春奈
	松前ひまわり保育所保護者会	役員	松本　優子
	認定こども園エンゼル	役員	岩﨑　早紀
	松前町 PTA 連絡協議会	松前小学校 PTA	篠永　哉乃
子育て支援支援従事者 （条例第３条第２項第２号）	松前幼稚園	園長	吉岡　友美
	岡田保育園	園長	喜安　初枝
	青葉幼稚園	理事長	後藤　正宜
	松前小学校	校長（校長会代表）	久保田　貴章
学識経験者 （条例第３条第２項第３号）	愛媛大学	教授	青井　倫子
	松山東雲女子大学	准教授	鏡原　崇史
	むかいだ小児科	院長	向田　　隆通
	松前校区	主任児童委員	中塚　裕子
	岡田小学校ハートなんでも相談員	相談員	笹山　伊智代
	社会福祉法人あゆみ学園	児童発達支援管理責任者	今村　高博
その他 （条例第３条第２項第４号）	松前町商工会	青年部長	田中　　洋平

第３期松前町子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

松前町　保健福祉部　子育て支援課
〒791-3192
愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地
電話　089-985-4114
ファクス　089-984-8951